

平成14年厚岸町議会第1回定例会		
平成14年度各会計予算審査特別委員会会議録		
招 集 期 日	平成14年3月6日	
招 集 場 所	厚 岸 町 議 場	
開 閉 日 時	開 会	平成14年3月13日 午後 1時05分
	閉 会	平成14年3月13日 午後 5時03分

1. 出席委員並びに欠席委員

議席 番号	氏 名	出席○ 欠席×	議席 番号	氏 名	出席○ 欠席×
1	稲 井 正 義	○	11	谷 口 弘	○
2	塚 田 丈 太 郎	○	12	高 島 一 美	○
3	田 宮 勤 司	○	13	鹿 野 昇	×
4	佐 藤 淳 一	○	14	安 達 由 圃	○
5	岩 谷 仁 悦 郎	○	15	菊 池 賛	○
6	真里谷 誠 治	○	16	音喜多 政 東	○
7	池 田 實	○	17	秋 山 之 男	×
8	小 澤 準	○	18	中 屋 敦	○
9	木 村 正 弘	○	19	佐 齋 周 二	○
10	室 崎 正 之	○			
以上の結果 出席委員 17名 欠席委員 2名					

1 議場に出席した事務局職員

事 務 局 長	議 事 係 長	
大 平 裕 一	板 屋 英 志	

1 厚岸町議会委員会条例第19条により説明のため出席した者の氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	若狭靖	教育長	富澤泰
助役	鈴木英世	教委管理課長	田辺正保
収入役	君澤英二	教委生涯 学習課長	大野榮司
総務課長	大沼隆		
企画財政課長	黒田庄司	監査事務局長	阿野幸男
税務課長	柿崎修一	農委事務局長	松浦正之
町民課長	古川福一	教委体育 振興課長	澤向邦夫
保健福祉課長	斉藤健一		
環境政策課長	西野清	教委指導室長	齋藤晃
農政課長	福田美樹夫	水道課長	山崎国雄
水産課長	小倉利一	病院事務長	大野繁嗣
商工観光課長	久保一將	特別養護老人 ホーム施設長	藤田稔
管理課長	松澤武夫		
建設課長	北村誠	デイサービス センター施設長	玉田勝幸

委員長 | ただいまから予算審査特別委員会を開会いたします。

開会時刻 13時05分

委員長 | 昨日の76ページ、5目の交通安全防犯費から審査を進めてまいります。

10番さんの質問があります。

10番。

10番 | 交通安全防犯費でお聞きしたいんですが、町内でどの程度になっているか、ちょっとわからないんですけども、全国的に見ますと自転車の事故というのが今、非常にふえてきているんですね。自転車乗車中の交通事故の死者数というのが、2000年で既に統計が出ておりますが、これが全国で約1,000人です、984人。これは自転車に乗っていて自分が死んだという意味ですね。それと、けがは17万5,000人というような数字が出ております。これが交通統計から取っているんですが、もう一つ自転車の事故というときには、今度は自転車が加害者になる場合もあるんです。それが何でか知らないんですが私いろいろ調べただけでも、どこで出しているのも全部同じところから引っ張っているものですから、同じものしか出ないんですが、これは指数でしか出ていないのでちょっと実数がわからないんですが、1985年に比べて、自転車対歩行者の事故というのは約倍になっています。ふえてきているんです。

自動車の交通事故というのは今、減少傾向にあります。いろいろな対策が功を奏してきています。ところが自転車の事故というのは、ずっと横一線なんです。減らないんです。それでこの前ちょっと見ていましたら、3月2日の新聞記事にも、自転車によるひき逃げというのが出ていました。それで、これははねられた人が、そのまま倒れて死亡したんです。ところが自動車のときに人をひっかけると、やはり重大なことだということで、ひき逃げをするというのは率からいうとほとんどないんですけども、自転車の場合には、ちょっと当たってもそのまま行ってしまうということが割と多いらしいんです、いろいろな本なんかを読みますと。

ところが、打ちどころが悪いと死んでしまうんです。この場合にも、恐らくそういうことだったんだろうと思いますが、自転車が加害者になったときには、非常に悲惨な結果を招くことが多いんです。

それは、自動車のような保険制度がないんです。そのために、自転車に乗って

る人が、自転車で自分が事故を起こしたときのための保険に入っているとかは、まずほとんどありません。自動車のような保険がないですから、共済とか何とかということで、80万円くらいまでの制度があるということは聞いたことがあります、これでは葬式代にもなりません。

そういうもろもろがございまして、自転車に関するこの交通上の問題というのは、相当行政の方としても、強く意識をしていかななくてはならないのではないかという気がいたしまして今回お聞きするんですが、まず厚岸町で自転車の事故、すなわち被害者になった場合と加害者になった場合、それについての統計ございますか。

総務課長

私が今、入手しました件数でご報告を申し上げますが、これは厚岸警察署の方に届け出があった、自転車とそれから自動車、自動車を絡む自転車との事故件数であります、暦年で平成11年で2件、平成12年で3件、13年はございませんでした。

それから自転車と歩行者の事故件数でありますけれども、この11年から13年の間は、警察に報告されている件数はございません。

以上でございます。

委員長

10番。

10番

恐らくそんなに重大な事故が、大変幸いなことにないのであろうというふうに推測していいかと思うんです。ただ自転車と歩行者の場合は、今まさに課長もそのところわかっていらっしゃるので、報告されたものという言い方をしていると思うんですが、実際にはどうもあるようですね。死亡事故とか、そういうところへまではいっていないようなんですけれども。

それから、私がこの問題を意識してから、大分いろんな方に自転車にひかれたことがないか、あるいはひかれそうになったことがないかという話と、自動車に乗っていて自転車をひきそうになったことがないか、自転車が自動車をひくということは、まずありませんので、ということをそれぞれ、それとなく聞いていたんですが、どちらも非常にひやっとしたという声はたくさん聞きます。それから私、視覚障害者の会にも入れていただいているんですが、その会員の集まりのときにそれとなく聞いてみますと、こういう方たちは非常に恐ろしいと言うんです。わきをびゅーっとすり抜けていって、それで「あっ」って自分が声を出してすくむような目には、随分遭ったと。

お年寄りにも同じような声が聞こえます。私はまだ、年寄りのつもりではありません

せんが、私自身、特に学童年齢のような人たちが、非常に高性能の自転車で、私が歩道を歩いているとき音もなく来て、すり抜けるように走って行って、そのためにちょっと腕をぶつけて、すりむいた程度のけがをしたことがありますし、それから、大変心臓に悪い目に遭ったことは、私自身も何回もあるんです。

それで、この自転車に関しては今申しましたように自分が被害者になる場合、それともう一つが、自分が加害者になってしまう場合と、二面性があるんですが、この自転車の、いわば交通の仕方といいますか、気をつけるべきことについては、それぞれの機関が指導をしていると思うんです。これは、自動車に関しても、その担当機関が指導をしています。この自転車に対しては、町内ではどういう機関がどういう対象に、どういう内容の指導をしているか、それについてお聞かせいただきたい。

教育委員会の方も絡むのであれば、そちらの方もまたよろしくお願いします。

委員長

総務課長。

総務課長

厚岸町では、交通安全推進委員会というものを、町長を先頭に組織をしております。この推進委員会の中で各学校あるいは職域の方を、警察の担当官並びに役場職員の担当者を出向かせて、交通安全に関する講話、それから自転車の正しい乗り方の指導、これらに関するビデオ、あるいはダミー人形を使った自転車に乗ったときのトラックの巻き込みの実験、指導、それから、自転車そのものの装備、ブレーキ等の点検、これらを指導をしてきております。

なお、ただいま申し上げましたのは、主に小・中学校を対象にしております。

これはほかには、地域あるいは職域に出向いて、会社等あるいは自治会、あるいは老人クラブ等の方々を対象にして、これらと同様の交通安全教室というふうに銘打って行ってきております。

厚岸町内の小・中学校に関して言いますと、4月から11月までの間は自転車の通学というものを禁止をしております。それから、季節によってそれぞれ、これは学校によって対応が違うようでもありますけれども、地区を限定したり、あるいは4年生以上のというような、高学年を対象にしてというふうに対象の学年を限定して、こういう場合には自転車を使っていいですよとか、禁止しますよというような指導をしてまいっております。

それから、これは教育部局の方の話にもなりますけれども、児童生徒の連絡協議

会等で定期的に町内の巡視をしているということで、これは月最低3回です。そのほかに、随時センターの所長が巡回をしておりますけれども、13年度では、特に中・高校生の自転車の2人乗り、あるいは無灯火、夜暗くなってから電気をつけないで走り回っているというようなことで、指導されている件数が平成13年度で12件、12年度も12件、11年度で18件。若干ではありますけれども、減ってはきております。そういう指導を行っているという状況でございます。

それから町では、3月1日付の広報に折り込みチラシとしまして、これは毎年度実施をしておりますけれども、町村民交通傷害保険の加入ということで、このチラシでございますけれども、これを折り込みをして全世帯に配布をしているという状況であります。この傷害保険の保険金が支払われる対象というものの中に、車両には、自転車も含むというふうになってございまして、これに加入すれば、それぞれけがをされたとき等の保険金が支払われるという内容で、この加入の推奨をしているという状況でございます。

委員長 10番。

10番 概略がわかりました。

それで今、ビデオを使ったり、あるいはトラック巻き込みの人形を使った実験みたいなものを作って見せたり、あるいはブレーキやその他の整備点検の指導をしたり、というようなことをやっていますということで、走り方というのか乗り方というのか、その指導をしていますよというお話がありました。主に学校で。

それから、巡視をして、2人乗りや無灯火については特に重点的に、補導を含めた指導をしていますよという話でした。

それともう一つは、これはちょっと私の方できちんと見ていなかったもので申しわけないのですが、町村民交通損害保険ですか、それらについて加入しなさいと言っています。それでちょっとお聞きしたいんですが、この指導の際、学校でも職場でも大体みんな同じことをやっていると思うんですが、具体的に自転車で気をつけなさいと言っても、たくさん要項あると思いますよ。だけれども、これとこれといって4つくらいは、例えばこんな乗り方をしてはいけませんとか、道路はこういうふうに走りなさいとか、簡単にいうと、右側を通りなさい左側を通りなさいからありまして、そういう具体的なところはつかんでいませんか。

それから、無灯火の問題は確かにあるんです。具体的な問題に次に入ろうかと思

いましたけれども、今そちらから出ましたので言いますが、この無灯火は徹底してやってほしいです。まず 100%とは言いませんが、夜、電気をつけて走っている方が珍しいんです。特にモーターの場合には重たいからでしょうか、つけないんですね。児童・生徒で言いますと学年が高くなるに従って、はっきりと無灯火の率がふえます。それから大人に至っては、90%ではきかないでしょう、無灯火で走っている人は、本当につけている人は珍しいというような状況だと思います。これについては、取り締まりも含めて、やはりきちんとしなくてはならないんじゃないかと。

どうしてかというのに、2つ理由が考えられると思います。1つは、モーターですと重たくなるということ。もう1つは、運転している人は前が見えるんです。今は道路が明るくなっていますから。ところが運転している人は、見えるからいいと思うんですね。ところが、自動車やそういうものにとっては、自転車が見えていないんです。だから電気をつけるということには、自分の前を照らして道の状況がわかる、穴ぼこがあるかどうか分かるということも大きな理由なんだが、もう1つは、自分の位置を知らせているんです。そのことについての認識がないのではないかというふうに思いますので、これはそちらから出ましたので、あえて今申し上げます。

それから、今のその保険なんです、上限といういわゆる支払い金額、それについてもご説明ください。

委員長

総務課長。

総務課長

自転車の走行時の重点的な注意事項でありますけれども、主に右折、左折の方向指示の出し方、あるいは並行して、横並びになって友達同士走って、交通の妨害になっているというような苦情も寄せられておりますことから、これはいけないというようなこと。あるいは今申しましたとおり、夜間の走行の、これは反射板をつけるなり、あるいは後ろの方は反射灯というか反射板をきちんとつけていなければ、自転車としては不備ですよというようなこと。それから無灯火で走ってはいけないというようなこともあわせて、その指導をしまっております。

それから、自転車に乗って通れる場所、通常は交通法規上は路側帯というふうになっておりますけれども、厚岸町の場合は、その路側帯がきちんと整備されているところの箇所の方が、町道に関して言えば少ない、子供たちは大通りを走るというよりも、むしろそういう町道、主に町道等を利用する機会が多いものですから、そ

の場合の利用の仕方。これは警察の方で指導していますけれども、危ないというふうに感じたときは、歩道に上がって乗りなさい、その場合はきちっと低速で走行しなさいというようなことを、指導をしております。

しかし残念ながら、ただいま委員おっしゃられましたとおり、高学年になればなるほど、この交通ルールを無視したといいますか、状況が見受けられるという、大変残念な状況であります。これらに関しましては、さらに指導を徹底してまいりたいと思いますし、あるいは、町で今現在25人、間もなく26人になりますけれども、26人の交通指導員の方をお願いしてございますので、それらの方にもお願いをして、指導を徹底してまいりたいというふうに考えております。

それから、交通傷害保険の関係でありますけれども、これは保険料、まず掛金の方からでありますけれども、これは1口1年間 360円と極めて低額になっております。この1口に対する、支払われる保険料でありますけれども、けがをして医師の治療を受けたとき、これは6カ月以上かかったときは12万円、5カ月以上6カ月未満の場合は9万円、4カ月以上5カ月未満の場合は7万円、以下最低限、1週間以上1カ月未満が1万円と、順次その治療を受けた期間によって低減されていくという設定になっております。

それから、このけがの状況でありますけれども、けがをして失明あるいは片足、片手を失ったというようなときは、この事故による傷害であるというふうに認められたときは100万円、事故によって亡くなられた場合も100万円というように、保険金が支払われるという内容になってございます。

委員長 10番。

10番 まず保険からなんですが、先ほど私が申し上げたのが80万円と聞いていたものから、ちょっとその点、私きちんと調べないで失礼したんですが、私が先ほど提起したような問題には役に立たないですね。要するに、過失で人を死に至らしめてしまったような場合の問題の解決には、この保険は何の役にも立たないですね。

それからもう一つ、今、指導内容を聞いていて——その前にちょっとお聞きしますが、教育委員会の方も絡みますのでお聞きしますが、学校に通う通学路といいますか、厳然たるものでなくても、こっちから学校に行くときには、なるべくこの道路を通りなさいというような形では、これは決まっているのでしょうか。これは中心部の学校だけでいいですから、ちょっと教えていただきたい。

委員長 教育委員会管理課長。

教委管理課長 お答え申し上げます。

通学路でございますけれども、それぞれ学校ごとに道路の状況等を見ながら、これが通学路としてふさわしいということで、通学路の指定ということはやっております。

委員長 10番。

10番 真龍中学の場合には、子供たちが国道ですね、お宮の下のお寺が3軒並んでいる、あそこは山側の方にしか確か歩道がないですね。そこのところを通っている。あれが一種の通学路と考えていいんですね。

それから真龍小学校の場合には、3条通りを子供たちが列をつくって通っていくので、我が家もありますけれども、これも通学路、もしくは、一応お勧めというところで考えてよろしいですね。

それから厚岸小学校、厚岸中学校の場合には、いろいろ道があるんでしょうけれども、桜通りというんですか、松葉町の交差点、その昔は川が流れていたところですが、その松葉町の角から学校の前までずっと、あれは通学路と考えてよろしいわけですね。それを前提にしてこれからお聞きします。

今、総務課長さんの方で、右左折の場合のやり方、並行走行、並行走行は交通法規を見ますと、3列並行はだめだということになっています。2列並行までは、自転車は許されるということになっています。ただ、2列並行でも余りよくないからやめなさいという指導をしているのかなというふうには思いますけれども。

それから、夜間走行についての注意事項というようなところは重点にしている。それから、路側帯を通れということになっているのだがという、いわゆる交通区分の問題。これについてもこういう言い方をしている。それで、私もそういうふう聞いていたんです。それで、交通法規ひもといてみたんです。それでちょっと、そんな話をさせていただきますが、自転車というのはまず、道路交通法2条1項8号でいう、車両、その中に軽車両というのが入っています。そしてそれが11号で今度軽車両の定義がありまして、その中に自転車とあります。ですから、車両の一種である、軽車両の一種である自転車と、こういうことになります。それで、17条で通行区分というのが書いてありまして、車両は歩道または路側帯を通行しなければならないというふうに書かれておりまして、それに特例規定がありまして、63条の4

で普通自転車の歩道通行というのが書いています。そこでは、普通自転車は17条1項の規定にかかわらず、道路標識等により通行することができるとされている歩道を通行することができる、こういうことになっているんです。危険を感じた場合には、一般的に歩道を走ってもいいという規定はどこにあるのでしょうか。

委員長 総務課長。

総務課長 先ほどの答弁で、私舌足らずで申しわけございません。

法規にのっとって、歩道を走っていいということを申し上げたつもりではございませんで、特に小学校低学年の児童については、車道を走っていることにふだん危険を感じているという状況等を勘案して、警察の方では、危ないというふうに感じたときは歩道を走ってもいいですよということではなくて、歩道を利用した方がいいと。その際は、自転車に乗ってということではなくて、自転車からおりて避けた方がいいという指導をされているというふうにお聞きをしております。

委員長 10番。

10番 我が家の前は、今言ったような形で、通学路もしくはそれに準ずる道路だと思うんですが、子供たちは自転車を押しでは行きません。みんな列をつくって自転車で走っていきます、歩道の上を。

それから、これは私もこの前自転車の問題をちょっと意識して、私自身もこれを見て初めてわかったものですから、いろいろ皆さんに聞きましたが、10人が10人自転車は歩道を走っていいと言います。それが一般常識になって、かつて私自身が20数年前東京にいったときですが、ぼろ自転車一つ持って行って走っていたんですが、何年後、お巡りさんに歩道に上げられたことがあります。何で車道を走るんだと怒られましてね。だからお巡りさん自身が……北海道警察の方にはそういう方はいないんでしょうけれども、警視庁の警官の中には、道路交通法を誤解している人がいたということ、今これを読んで初めてわかったんですけどもね。

それで実は、こういうマークがございませぬ。これは、この歩道は特に自転車が走っていいですよという印なんです。これは町内にもちゃんとございませぬ。

それから、もう一つ走っていい歩道というのは、交通区分がされている歩道です。釧路なんかに行くと時々線が引いてありまして、こっち側が自転車、こっち側が歩行者と書いてあります。厚岸でも1つ、私見つけました。宮園町にありました。宮園町の内村自動車さんの角のところからずっと入っていく道路があります。あそこ

のところは、植え込みが真ん中であって2つに分かれていまして、こっち側が自転車、こっち側が歩行者という標示がありました。あとはちょっと見たことがないんです。これもあれば教えていただきたい。

それで今お見せしたこのマークですが、これがある歩道が厚岸町では尾幌の、今、市街の両側にずっと歩道が伸びました。歩道のできたこちらから行って始まりです。ですから尾幌で言うと東側の方、大曲りを越えてもう少し行くと、いよいよ尾幌の市街に入ります。その一番端の辺りだと思ったんですが、そこにこの表示があつて、下に「ここから」と書いてます。そしてあそこの今コンビニができています、農協さんの建物がありますあの交差点を越えて、ずっと行きます、尾幌の西側の方に行って歩道の終わるころの辺りのところに「ここまで」と書いてあります。それで、向かい側の歩道にはありません。

したがって尾幌では、こちらから鉦路に向かって左側の歩道しか、自転車は上がれないわけです。

それから、白浜町から門静にかけて。白浜町の潮見高校のグラウンドが見える交差点がございます。あそこにスガワラさんとおっしゃったかな、通称お父さんの名前でババカニヤさんと我々は呼んでいますが、その角のところにやはりこれがありまして「ここから」と書いています。そして、これはずっとありまして、門静のおりる坂のちょっとおりた辺り、向かい側にタザキさんというお宅があるその向かい側です。これも、鉦路に向かって左側の歩道しかないんですが、そのところに「ここまで」と書いてます。それで、ひっくり返しますと今度、「ここから」と「ここまで」が逆になります。そういう形でございました。

あと梅香町にありました。梅香町では、先ほども申し上げたように、そこが通りの起点になるのかどうか、ちょっと私桜通りがそこまでいつているかどうかわからないんですが、いわゆる桜通りと松葉町の道路、松葉町大通りと我々は言っていますが、今、国泰寺道路とか愛称がついているようですが、そのいわば交差点のところの歩道の両側に、やはりこれが立っていまして「ここから」と書いてます。ただし、私もちょっと意識して見てみたんですが、そんなに綿密に見たわけではないので「ここまで」が見つかりませんでした。それで、若狭町長のお宅の方に向かっていく道路なんです、小学校の門の前の辺り、それから中学校の門の前の辺り、そこに、ここまでは書いてないんですが、これがありました。あと、それ以外は

見たことがないんです。それで今、危険だから、あるいは危険を感じたら歩道に上がりなさいということを使うのであれば、なんでそういう手当をしないのか。

例えば国道です。真龍中学校に通う港町、真栄町方面からの子供たちは、駅のところの陸橋を上がるか、あるいは副道のところを上がってくるか、もしくは、あやめ橋を越えてサティさんでしたか、今は何というのかな、あっちの方から上がってくるかして、そしてこの国道を、釧路に向かって右側の歩道を自転車で走って通学しているというのが実情です。そのときに、これはこういう印も何もないんだからだめだ、歩道を走りなさいといったら、これは危なくてしょうがないわけです。だから現実に走っているわけです。

ごめんなさい。もう一つあったのを思い出しました。

宮園町の下の道路、昔の国道です。このところには、この歩行者と自転車のついたマークが、ぼつんぼつんとあります。ただし、「ここから」とか「ここまで」とかという記載はないので、どこから始まってどこで終わっているのかがわかりません。僕らの子供のころには新道口と言った、高校に入っていく、踏切のあるところから、情報館の前を越えて駅前の方のつりなかなというふうに理解はしているんですが、とにかくそういう形です。非常に不完全ながらございました。しかし、これも線路側と言いますか、釧路に向かって右手の歩道のところへございました。

ちょっと話が前後して申しわけありませんが、その、危険を感じるのであるならば歩道に上がりなさいという指導は、確かにあるようですね。子供たちにも、ちょっとあたってみたんですが、真龍中学の子供たちはどういうふうに理解しているかという、国道は危険だから、朝なんかトラックが大変通るらしいです。車道は危なくて自転車では走れないから歩道を走りなさいと言われてますと、みんな口をそろえて言うんです。言ったかどうかはわかりません。私その場にはいないんだもの。ただし、だれが言ったのか、先生が言ったのか、あるいは役場の方が来て言ったのか、あるいはまた、どなたかそういう専門の方がおっしゃったのか、それは知りませんが、また言っていないのかもしれませんが、子供たちはそういうふうに受け取っているわけです。

であるならば、これはやはり、法規との間にそごを来しているわけです。そうしたらこういうような標示をつけることによって、自転車を走らせることが可能なわけです。なんでそういう措置をしないで、事実上歩道というものは自転車の走る場

所ですよというような通念をばらまいているのでしょうか。

委員長 総務課長。

総務課長 法規上の解釈の仕方と、実際に指導に当たった者とのそご、あるいは児童・生徒の理解という間にギャップがあるということのようではありますが、それらにつきましては、もう一度法規に照らして、きちっとした対応をとられるようにしてもらいたいと思います。

それから、自転車の通行可能標識の標示あるいはそれらの状況、これらにつきましても、今ご質問者の指摘があった事項、その観点に立ちまして、もう一度自転車の歩道通行可能標識、区域、それらを洗い出しをいたしまして、適切な対応をとるべく協議等、それから関係部局とも協議をして対応してまいりたいといふうに考えております。

委員長 10番。

10番 総務課長としては最大限のご答弁だろうと思うんですが、ちょっと申し上げますけれども、解釈とのそごではないんですよ。条文そのものとのそごなんです。それから、今ずっとお聞きしている中で、教育委員会からは一言も答弁がないんですけども、教育委員会ではそれぞれの学校において、どういう指導をしているんですか。

委員長 教育委員会管理課長。

教委管理課長 お答え申し上げます。

学校におきます交通安全指導という部分でございますけれども、先ほど総務課長の方から答弁ありましたように、歩行者それから自転車含めましての指導という部分には、交通安全教室、こういったものを通してながら実施をしてきているという状況でございます。

なお私どもも、児童・生徒の交通事故防止という広い観点の中から、特に長期の休みに入ります夏休みの前であるとか、こういった部分については、校長会等を通じまして、この事故防止という部分についての留意を、さらをお願いしているところでございます。

ただ、今申しました通学路の関係でございますけれども、確かにおっしゃられるように、いわゆる国道の歩道の部分を自転車で通過しているという傾向も、当然あります。現実的に私も見てございます。

こういった中で歩行者、それから徒歩で通う通学路、それから自転車で通う場合の通学路というような区分分けでの通学路指定をしているかということ、ちょっと私、まだそこまで把握してございませんけれども、恐らく、そういったきめ細かな通学路指導はやっていないのではないかなと、このように感じます。

今、いろいろご指摘あったわけでございますけれども、やはり登下校を中心としたしまして、学校におきましては児童・生徒のいわゆる安全確保、法規の遵守という部分については当然、十分な指導をしていかなければならないというふう考えております。今、いろいろ実態等のご指摘があったわけでございますけれども、これらにつきましては、町の担当現課それぞれの方と連携をとりながら、やはりきちっとした形での通学路の指定、それから細かな指導、こういったものに今後当たってまいりたいというふう考えております。

委員長 10番。

10番 余りくどく言う気はないんですけども、総務課長並びにその担当者、それから教育委員会はこの交通法規は知らなかったんじゃないですか。こういふうになっているということ。もし、知っていて実態を見ていたら、まだまだ早く手を打ったと思いますよ。

それで、これは免許の書き換えのときにもらう本なんですけれども、これにも全部書かれているんです。だから交通区分の問題について、知らなかったということは言えないんです。教育委員会も、各学校の実態は見えていないでしょう。それではだめなんです。交通法規上は歩道を走ってはいけないけれども、走っていいことにしようというような問題があるとすれば、これは、子供に法律違反を一生懸命教えているようなものですから、これはやはり、教育上はよろしくないですね。

それから、守れない法律であるならば、変えてしまえばいいわけですから、やはりそれで、特に特例事項が出てきたと思うんです。今、自転車というのは、どんどんふえています。それから国も、エコロジカルなんかかんとかというようなことを言って、地球温暖化対策とかの一環で、自転車を勧めているんです。ところが現実には、道路整備というのは全然されていないんです。国土交通省のホームページをちょっと見てみましたが、そこで国土交通省はこんなに、いわゆる自転車用道路の整備をしておりますという項目があったので、どういうことをやっているのかなと思って見たら、例えば北海道では、釧路の奥の、あの原野の中を走るサイクリング

ロードとかがありますが、あれが載っているんです。その程度のいいかげんなやり方なんです、国自身が。そういう中で、子供の安全を守っていかなくてはなりませんので、担当者も大変なのはよくわかるんですけども、ただ、今言ったように、危ないから車道走らないで歩道走りなさいだけでは済まないということなので、これはいわゆる警察だとか公安委員会だとか、いろいろなところが絡んでくる問題ではあると思います。また、国道の標識になるというと、厚岸町で勝手につくるわけにはいかないと思うんですけども、これは大至急きちんとした整備をしていただきたいんです。特にこれは切にお願いするところなんですけれども。

委員 長 町長。

町 長 交通事故はちょっとした不注意によって起こるわけであります。

今いろいろご指摘ございました。私自体、勉強させていただきました。今後、教育委員会並びに公安委員会と連携をとりながら、自転車における安全運転、安全マナー、さらにはまた歩道等の関係等これから協議をしていただいて、ご指摘ありましたことについて十分に検討してまいりたい、かように思いますので、ご理解を賜りたいと存じます。

10 番 結構です。

委員 長 よろしいですか。

11番。

11 番 ここでお尋ねしたいのは、1つには交通安全指導員の費用弁償なんですけど、11万2,000円、昨年当初と比較して減額になっていると思うんですけど、この内容についてご説明をお願いいたします。

それから防犯の方で、補助金なんですけど、厚岸地区防犯協会が10万円の減額、厚岸町防犯協会が26万4,000円の増額になっているんですけど、この厚岸地区防犯協会と厚岸町防犯協会のやっている、具体的な内容について説明をしていただきたい。それと、この今回の増減の内容について、ご説明をお願いいたします。

委員 長 総務課長。

総務課長 まず、費用弁償の方からお答えをさせていただきますけれども、これは予算の全体枠が経常経費に関して、対前年度5%の枠内という基本的な方針がありまして、これはそれぞれ担当課の方で協議をして、どれだけできるかということ相談して、当初予算ではこの減額措置をこの費目でさせていただいたという内容でございます。

これにつきましては、出勤回数によって、今後の補正の対応になってきようかというふうに考えておりますけれども、当初予算では対前年と比較して、この11万2,000円の減額ということで対応をさせていただいているという状況でございます。

それから2点目の、地区防犯協会の関係でございますけれども、これは地区というふうに名称がついているのは、普通、厚岸と浜中が合同で、お互いに防犯活動に対して主体となって活動、事業展開をしているという団体でございます、この金額を10万円減額いたしましたのは、厚岸も浜中も財政状況が相当厳しくなっているという状況でございます、これは浜中町の防犯協会とも相談をさせていただいて、今年度はこの金額を減額して、その中で防犯活動を実施していこうということでございます。

次に、町の防犯協会の26万円の増額でありますけれども、これは厚岸と浜中のそれぞれの町の防犯協会が、隔年で防犯の柔剣道大会を実施しております。今年度は厚岸町の当番になっているということから、この防犯柔剣道大会に関する事業の補助ということで、26万円の増額をさせていただいているという内容でございます。活動内容につきましては、薬物の乱用防止ですとか、暴力追放ですとか、それぞれ期末あるいは年末等で、それぞれこの目的に沿った活動を実施してございます。

以上でございます。

委員長 11番。

11番 そうすると、今のこの広い意味の費用弁償については、5%の削減をただ一律に行った、要するに出勤されれば、もうこれは補正でみましようということで、そうすると5%を決めたのも、大した意味はないなという気もするんですが、その辺はどうなんですか。

それともう1つ、この地区防犯協会と町防犯協会とあるんですが、これはたまたま厚岸警察署の守備範囲というか、これが厚岸、浜中にまたがっているということから、そういうふうに立ち上げているのかなというふうに思うんですが、これはそれぞれ、1つあったらいいのではないのかなというふうに思うんですが、これはどうしても2つ、地区と町と別々になければ、事業というのは展開できないものなのかどうなのか。

それからこの柔剣道大会が、26万4,000円結果的にかかるということですか。何に使うんですか。

委員長

総務課長。

総務課長

まず、最初の5%のカットの中ですけれども、これは極力この当初予算の範囲内
でということ、予算の範囲内で事務事業を執行するという考え方でおります。

それから、厚岸と浜中それぞれ独自にあるんだからというご指摘でございますけ
れども、これは、ものによっては、厚岸と浜中が連携をとって活動をしなければな
らない事件、事故等がある場合がございます。その場合に、こういう組織があるこ
とによって、お互いの厚岸警察署管内の連携というものが図れるということで、こ
の地区防犯協会が設置されているということでございます。

防犯の柔剣道大会の経費でございますけれども、これはそれぞれ小、中、高、学
年別というふうにして、試合形式をとって柔道、それから剣道の試合を行っていま
す。それから、男女別にも分けて行っていると。それで、これの賞状ですとか、賞
品ですとかというもののための費用に使われているという内容でございます。

委員長

11番。

11番

ただ、費用弁償については、先ほど総務課長が説明されていましたが、結
果的にはかかったものだけでも、支給しなければならないでしょう。極力と言っ
ているけれども、それではなんで指導員報酬が初めから満額見えて、その費用弁
償はこれしか見ていないというのは、なるべく1人2人出てほしい日でも出てこな
いことを願っている予算になってしまうのではないですか、そういうことを考えれ
ば。決めてるわけだから。ただ出勤日数が、もし満度に皆さんが出席してくれたら、
当然これは補正でいかなければならないということになるのではないのかなという
ふうに思うんですが、いかがですか。

それからこの、地区防犯協会なんですけれども、これはもう今回、5%以上大な
たを振るっているわけでしょう。だからこの内容は、お互いに財政が大変だから、
浜中と話し合っというお話なんですけれども、もう少しやり方があるのではない
のかなと、浜中は幾らか知りませんが、こんなに簡単に10万円、こんなにな
たを振るえるのであれば、この活動は今までどういう活動をしてきたのかなと思っ
てしまうんです。この内容をもう少し明らかにできませんか。私たち、これについ
ては、そういう資料を持ち合わせていませんから、内容を明らかにしていただいて
きたいなど。

それからこの、柔剣道大会で26万4,000円を使うということなんですけれども、

柔道と剣道にすれば13万ずつですよ。そうすると、これだけ手厚い大会は町内にありますか。体育振興課長、ちょっとお尋ねしたいんですけども、これ以外に。

委員長 総務課長。

総務課長 まず報酬はそのまま、費用弁償だけが減額ということですが、この報酬の方は、条例で年額というふうにして定められているものでございまして、これは規定事項でありますので、減額をするわけにはいかないということで、そのままの予算措置をさせていただいているという内容でございます。

それから全体で、その5%のカットの枠の範囲内でそれぞれ事務事業を執行すべきということですが、従来いろいろな期別の運動に対して、それぞれ指導員の方々に、その地域地域で活動に当たっていただいたわけですが、特にイベント等の配置といいますか、それらについても、もう少し工夫ができるのではないかと、それらの工夫を担当の方としては加えて、可能な限りこの範囲内で事務事業というものを執行してまいりたいというふうに考えておりますが、万やむを得ず、交通指導等に当たっていただいたにもかかわらず、費用弁償を支給しないということではできませんので、その場合は補正をお願いするというふうにして、対応をしていかなければならないというふうに考えております。

それからこの、厚岸と浜中の地区防犯協会の関係でございますけれども、これまで厚岸と浜中は連携しあって、この防犯活動をいろいろ情報交換等をしてまいったわけですが、経済情勢もこういうふうに厳しくなっていると、あるいは先ほど委員がおっしゃられておりましたように、それぞれの町の防犯協会で、それぞれ事務事業というものをきちんと行ってきているという状況から、その地区防の活動内容を少し見直す必要もあるのではないかと。それから、実は浜中町さんの方の防犯協会の担当の方とも相談をさせていただいて、浜中の方も厚岸同様に、その地区防に対する減額措置というものを考えておられたようです。これは、こちらからこうしましょうというふうにして持ちかけたわけではなくて、向こうの方からこういう対応をしたいんですけどもどうだという話がございまして、それでは厚岸町も、厚岸と浜中が合同でやっている団体ですので、一緒に歩調を合わせて、この協会の理解を得ようということで、このたび10万円の減額措置をさせていただいたという内容になっております。

以上でございます。

委員長 体育振興課長。

教 委
体育振興
課 長 私どもへのお尋ねでございますので、ただ、お許しいただきたいのは、主観とい
いますか、少し考え方が入りますことをちょっとお許しいただきたいと思います。
基本的には私どもが今、今年度の体育事業の中で、そういった管外的な事業は有し
ておりませんので、その部分ではお答えできないと思いますが、一般的にこの管内
的な規模のこういった事業をやる場合に、まず基本的になるのはその規模だとか、
人数だとか、審判あるいはその他の方々の全体的な規模にもよりますので、一概に
は申し上げられませんが、しかしいずれにいたしましても、特に費用を要する部分
というのは、審判の方々だとか、他の方々に対するそういった支払いをしなければ
ならないという部分も含めると、浜中と厚岸とやるような比較的管外の、管外と
いいますか町内以外の大会としては、費用を有することは事実でございます。した
がってその規模が、私も内容を承知しておりませんので一概に申し上げられませ
んけれども、そういった費用がかかるのはこれは今までの通例であります。

委員長 11番。

1 1 番 今の説明ではわかるんですが、先ほどの総務課長の説明では、その賞品だとかト
ロフィーだとかそういうものにかかるお金だといっているわけです。それでこんな
にかかるのかなと、表彰等いろいろあったとしてもね。
体育振興課の方でかかわっているものは、例えば審判員の——例えば町内にそう
いう人がいないという場合には、審判員の旅費だとか日当だとか、そういうものが
もしいる場合は見なければならぬかもしれないけれども、先ほどの説明ではそう
いうふうには取れなかったんですが、どうなんですか。

委員長 総務課長。

総務課長 この防犯柔剣道大会の開催の目的は、青少年の健全育成ということで、この大会
を通じて厚岸、浜中の同好の士がお互いに交流をし合おうというので、体を鍛えて、
明るい社会をつくっていく次代の青年たちを育成していこうという目的で実施をさ
れております。
大会の開催にかかわる経費でございますけれども、先ほどもご説明をさせていただ
きましたけれども、賞に入った人たちに対するトロフィーあるいはメダル、それ
から毎年 100人前後の参加をいただいているわけでありましてけれども、この方たち
に対する参加賞、記念品、それから大会の横断幕をつくるでありますとか、その他

もろもろの事務用品、これらにお金を用いております。

それから参加者、あるいは役員等に対する弁当の手配もさせていただいております。この中でです。

これらが前年度の残金等もありまして、12年に前回厚岸町でやったときは、40万円前後の大会費用を使っております。これは前年度の繰り入れ等があつて賄われてきたわけでありまして、今年も、残念ながらこの柔剣道の参加者が、だんだん年を追うごとに少なくなっているということもございまして、今年はこの26万円の中で何とかやりくりをして、大会を実行したいというふうに考えております。

委員長 体育振興課長。

教 委 私の答弁の中で今申し上げましたのは、主としてそういう事業に要する費用がか
体 育 振 興 課 長 かる。今総務課長が言われたとおり、そのほかにおいての経費、これは今私は申し上げませんでした。消耗品であるとか、賞状、トロフィー等々におきまして、運営上どうしてもそういうものはついて回ります。そういった観点で、その程度のお金は要するだろうというふうに思われるという点で申し上げました。

委員長 よろしいですか。

他にございませんか。

(な し)

委員長 なければ進めてまいります。

78ページ、6目企画費。

10番。

10 番 81ページに補助金として、生態工学会厚岸シンポジウムというのが載っています。それは町長の町政執行方針の中でも、地域における循環型農林水産業システムの模索、研究をするために、7月に生態工学会厚岸シンポジウムを開催する予定でありますというふうにおっしゃっているわけです。これについては、私の所属している厚生文教常任委員会にも、それから産業建設委員会の方にも、議会の方には全く話しもなかったわけで、本当に初めて聞く話しなわけなものですから、ちょっとその経緯、それからこれは一体どんなものなのか、シンポジウムって何をやるうとしていいのか、厚岸町としてはそれをどういうわけか、どういう意図で開催していこうとしているのか、そういう全体像を教えてください。

企画財政課 長 お答え申し上げます。

ちょっと目新しい部分で、厚生文教あるいは産業建設各委員会等にかかわる部分もあって、何がしかの報告、あるいは経過説明等をしておりませんで、まことに申しわけございません。

まず、この生態工学会の厚岸シンポジウムということで、昨年度もこれの視察の関係で、旅費は若干、補正予算で計上させていただいたんですが、こうやって名称として出てくるのは初めてでございます。

テーマと、それから開催の要項、それからその目的、簡単な日程的なもの、それから生態工学会とはどういうものだろうかということ、それからここまでの経過等、若干説明をさせていただきます。

生態工学会という学会がございまして、その学会が厚岸でシンポジウムを開こうとするものでございます。テーマが、町長の施政方針にございましたとおり、「資源循環型の農林水産を目指して」ということで、一応本年度の7月11日、今とりあえず予定をしておりますが、その生態工学会という学会が主催になりまして、一応、場所は情報館を予定しているんですが、シンポジウムを開くということに対して、厚岸町が共催をするというものであります。後援とか共催とか等、後ほどその関係各方面、あるいは町民の皆さんにもご案内を申し上げるところでございます。

この生態工学会の厚岸シンポジウムを開く目的ということでございますが、自己完結型の環境に優しいゼロエミッションの農林水産システムの展開をする、その可能性について、学術的な角度から模索検討をしておうということになっております。

参加者なんですが、各大学教授等の学者、あるいは産業部門での研究者等が60名～70名程度、地元が30名～50名程度は場所的にキャパシティが限られておりますけれども、一応現段階ではその程度の、約100人～120、130人を想定しておりますが、その厚岸に来られる学会の学者の先生たち等で、7月のシンポジウムの前日には、厚岸町の環境に関しての取り組みをこういうふうにやっていますよという、具体的に実態を見ていただくために、前日にカキ種苗センターであるとか、それから堆肥センター、これを視察していただいて、7月11日木曜日の平日になるんですけれども、学術講演会という形で、10時から夜の6時までさせていただこうと。基調講演として、午前中なんですが、福岡国際大学の学長さんでいらっしゃいます、相賀一郎さんという方が基調講演をする。それから特別講演として、厚岸町の今までのこういう環境施策の取り組み、こういうものを講演をさせていただいて、お昼か

らは一般講演として、約10名の各界それぞれの産業等の研究者の方々、あるいは大学教授の方々の一般講演もやるという内容になっております。

この耳慣れない、生態工学会というものなのですが、ちょっと私には難しい部分もあるんですが、閉鎖生態系の科学及び応用に関連する分野の学術振興を目的とする、約 340名程度の広範な分野の学者、あるいは研究者の方々の産学協同研究交流学会と考えてよろしかろうと思いますけれども、今から14年ほど前の1988年にCELS研究会として正式に発足をしたと。近藤という東大名誉教授を会長にして、CELS研究会として正式に発足をしたということで、CELSということで、そのコントロールズ・エコロジカル・ライフサポート・システムという制御型の生態系の生命維持システム、これを研究する会であるということでもあります。

文字のどおり、当初の段階では、宇宙における生命維持であるとか、そういう宇宙の中での循環をした社会の実現というのを当初、中心に研究していたようなのですが、現在では地球も1つの宇宙体系の中での閉鎖の生態系であるというところから、地球のその循環型の社会の実現の方にも範囲が広がってきて、いろいろな部分で、先生たちも広範な研究に広がりつつあるということで、今年の9月に、どうもこの耳慣れないCELS学会というものを、生態工学会という名称に変更いたしまして、学術講演会であるとか研究会、あるいは機関誌の発行等、他種多様な活動を展開しているようでありまして、その分野は、宇宙なり地球環境、生物生態学、理工学、農林水産、エコツーリズムに及ぶまで非常に広い分野にわたっての構成員で構成されていると聞いております。

経過としては、カキ種苗センターを介しまして、学者の方や産業研究者との接触が始まりまして、それぞれの情報交換の中で生態工学会の目指すところと、それから厚岸町が目指すところと非常に合致するということで、将来に向けて厚岸町においてもいろいろな産業の課題とかもございまして、それらのあり方を模索して、科学的な情報、特に自然科学的な情報を得る、そういう道筋をつける意味から、今回シンポジウムを厚岸町が共催をさせていただこうというものでございまして、どういふ意見や発表があるかは、ちょっとどういふ成果が上がるか、具体的に今の段階ではやってみないとわからない部分もあるんですが、何せこういう環境に取り組んでくる町でございまして、少しでもその手がかりなり、将来へのいろいろな課題解決の手がかりなり、いろいろな専門的な情報等が得られて、後年次につながっ

ていけばという期待のもとに、とにかく一度やってみようじゃないかということで、今回予算計上をさせていただいたところでございます。

委員長

10番。

10番

わかりました。

生態工学会というのは、ついこの間までCELS学会と言っていたものであるということですね。それは閉鎖型の生命維持装置生態系システム。早く言うと、宇宙船の中でどんなことができるのかというような研究でしょう。それをやっていた学会だということですね。

今あなたのおっしゃった人数が、私の調べたのより多いんですね。会員数、正会員で283、学生会員で30、賛助会員というのがゼネコンがごそっと入っていますが、それが27ということですね。それを全部一緒にしたら正会員のようないい方をしていたけれども、きちっとやはり見ておいた方がいいと思うんです。

それで、今とにかく、差し当たってどのような成果になるかはわからないけれども、俗な言い方をすると、ひょうたんからこまが出れば大いに結構だということで、まずそういうところから話しがあった以上、そのシンポジウムをやってもらいましょう、悪いことではないんだからということだろうと思うんです。それでちょっと今の中で、基調講演というのは、相賀一郎さんという学者がやるという話でしたよね。あとの特別講演は厚岸でとか、講演をやるということまでおっしゃっているのだが、だれがやるのかとか、どういう内容でやるのかとかいうことは決まっていないんですね。

それからもう1つ、この生態工学会というのがあるところが、財団法人未来工学研究所という中にあるんです。ちょっと名前を見て、子供のころ読んだ漫画を思い出して、御茶の水博士なんていうのが出てくるのかなと、一瞬思ったんですが、これはきちんとした団体なんですか。どういうものなのか、それも一緒にお聞きしたい。もちろん、そんないいかげんなものではないということを前提にして、私も聞いているんだけど、ちょっと名前が名前だけに、おやっと思ったので、これはどういう関係でどういうふうになっているのか、その辺りもお聞かせをいただきたい。

委員長

企画財政課長。

企画財政
課長

大変失礼をいたしました。

1点目の会員数でございますが、確かに昨年の5月1日現在で、正会員が283名、学生の会員が30名、おおむね300名ということで、賛助会員数が27社あるということで、それは論外にいたしましても、約300名の会員、正会員としては283名ということで、ご質問者のおっしゃるとおりでございます。訂正をさせていただきます。

それと、2点目の特別講演の内容でございますが、一応今予定でございますが、厚岸町の方から一応、今までの取り組みということで助役の方から、厚岸町における資源循環型の農水産業の取り組みについてという形で、まだこれは未定稿でございますが、一応そういう厚岸町としての、今までやはりこれだけいろいろな施策の部分でも、環境部分で町の施策の柱として、こういう循環型なり環境問題に取り組んでまいりましたので、それをまず皆さんにもアピールをして、それらでいろいろな意見が聞ける、そういう部分が出てくるように今の段階では、鈴木助役の方が特別講演をするという形で予定をしております。

それと3点目の、財団法人未来工学研究所という部分は、ちょっと私の方も会員の名簿を逐一、それこそ280もあるものですから、なかなかどういう会社かというのは申しわけないんですが、耳にするのも目にするのも初めてでございますし、財団法人ですから、公法人であろうとは思いますが、どういう内容のものとかは申しわけございません、全く私としては認識がございませんので、ちょっとコメントができないんですが、できれば教えていただきたいと思います。

委員長 10番。

10番 今のような答弁ではだめですよ。何かあなた、未来工学研究所というのをどこかの会社か何かだと思っているようだけれども、とんでもない。生態工学会の事務局というのは、未来工学研究所の中にあるんですよ。これはホームページの初っぱなのところに書いてあるんだ。さっきは冗談めいて言ったんだけど、未来工学研究所なんていうと、本当に余りにも名前がよすぎるんで、ちょっとびっくりするんだけど、これは確か科学技術庁の指定団体か何かになっている法人でしょう。そういうところも、ちゃんと調べておかなければならぬでしょう。

というのは、別に揚げ足取るつもりで言っているんじゃないんですよ。だから、そこをちゃんと聞いていただきたいんだけど、今シンポジウムをやるのは、単なる貸し席をやっているわけではないわけでしょう、ねらいは。非常に若い学会ですよ。1988年に立ち上がっているんですから。若いだけに、恐らくいろいろな意

味でユニークな学会だと思うんです。中身はちょっとわかりませんが、エコツアーリズムなんていうものでシンポジウムをやったりもしていますよね、この学会が。それはもう、このホームページに大きく載っているから見ているでしょう。

そのほかにも見ていくと——私が答弁するのではないから、余り言いたくないんですけども、定例研究会やシンポジウムの開催でもいろいろなテーマが出ています。最初のうちは、宇宙船の中の閉鎖系の生態を地球上でどういうふう再現して、今後の宇宙旅行やそういうものにあわせるかというような雰囲気だったようですけども、そこから、先ほど課長から答弁のあったように、地球全体の生態系の研究の方に移行してきているような雰囲気の研究発表が随分あります。

と同時に、これはちょっとどういうことなのかなという、こういうところですから、いろいろなものが出ています。トカマク付陽イオン増殖型焼融炉なんていうものの研究もしています。トカマクなんていうと、これは原子炉かなという感じもするんですけども、核融合反応か何かの研究をやっているのかなと、素人なりに思ったり、非常に範囲が広いんです。発表されているものの範囲が、物すごく広いんです。

そういうものを今、厚岸町が受け入れようというわけですから、これは当然ねらいがあるわけでしょう。そのことを、今あなたがおっしゃった、簡単に言うとひょうたんからこま。厚岸町ってそんな町なのかと、いや、そんなことやっているんなら、自分の研究とこれは合致するから、応援しようというような学者が1人でも出てくれば、これは厚岸町にとっては大変ありがたい話だし、常にそういう形で、いわゆる最先端の研究をしている人たちとの接触が図れば、またそこからいろいろな情報も得られるだろうし、協力も得られるだろうというような、そういう言葉で言っていないかはわからないけれども、下心があるからやるわけですよ。役に立たないものは、やりませんよ。それならばやはり、少しでもそういう人たちと接触して、そして情報を得たり、あるいはこちらを売り込んで、向こうになるほどと思わせて、じゃあ私も一肌脱ごうと言わせたりするような体制をというか、そういう能力を、今から7月までに一生懸命つくっていかなくちゃならないわけでしょう、こちらも。何もわからないぼやとした状態で、はい来ました、発表しましたというのを見ているだけではできませんよね。

だから相手方の、どういうもので、どういう人たちがそこにおいて、何をやってい

るのかということは、徹底して分析しなければならないでしょう。そのときに、この事務局である未来工学研究所というのは、聞いたこともございませんというのでは、これは貸し席業をやるんですかと、いろいろないいことをおっしゃっているけれども、実際にはただの貸し席業ですかという誤解を受けますよ。これは、やはり調査をきちんとして、そして、こういうものについてはどういうふうに進めるかということについては、十分な準備をしていただきたいし、我々も期待しているわけです。こういう学会が、いわば、東京にいたら地図を見てもなかなか探せないような、小さなこの厚岸の町でシンポジウムをやるというわけですから。これはやはり、こっちもこの機会は 120%利用していけないとだめだと思いますが、いかがでしょう。

委員長 助役。

助役 大方、質問者がお話しをしてくれたわけでございますけれども、既に質問者の方もご存じのように、厚岸町は資源循環型のシステム、これは廃棄物でございますけれども、それに絡めて、昨年からは有機堆肥化センターを設置して、そして循環型の農業を進めてきたと。それで、本当にこれでいいのだろうか、この循環型というのは。よく考えてみると、やはり廃棄物の世界でも、大量生産、大量消費、大量廃棄と、これではもうもたなくなると、地球が。ということで、循環型社会にしようということで、法律もできてきたと。

私どもとしては、その廃棄物や農業や林業というのは、循環型というのはわかるんですけれども、では漁業はどうなんだという、やはり資源の枯渇とかそういうことを考えていくと、やはり漁業の中でも端的に言いますと、魚を育てて、獲って、消費して、廃棄して、それでいいのかといたらそうじゃない。では、その廃棄物をまたえさにして、そしてまた魚を育てる。そういう循環型をやっつけていかないと資源が枯渇してしまうだろうという、そういう領域もあります。

ところが、森は海の恋人というように、植えつけ林の関係があります。これをいろいろ考えていくと、その農林漁業というのは、各々で完結した生態系を持っている。そうでなくても、これはやはりお互いが重なり合って、大きな生態系循環の中に形成されていると。

そういうことだから、農林業の一体化した循環型の農林業を取り組んでいく必要があるだろうということでございます。そうしていかなければ、持続可能な農林業

というのはできていかないということです。

具体的に申し上げますと、質問者も以前からご指摘されておりましたけれども、例えばカキの養殖を例にとります。カキの養殖というのが、余りやり過ぎてしまって、過密養殖と言われる問題になったといったときに、貝が成長率が鈍化したり、あるいは排泄物の堆積の問題が出たり、プランクトンの問題出たり、さらには平成6年にはアオコが発生いたしましたけれども、そういったものを解決するというのは、解決しながら持続的な漁業を営んでいくということは、これは海や湖だけの生態系の問題ではないんです。もっと大きな生態系、いわば農、林との生態系循環の中で、取り組んでいかなければならないというふうに感じてきているわけでありませう。

それで、言うなればその生態系のバランス、そして生態系重視、あるいは循環型の農林業システムを、この厚岸町独自のシステムをつくり上げていかなければいけないということに今、気がついたんです。

そこで、そういったものに取り組んでいくためには、どうするのかという問題で、その厚岸にも北大の臨海実験所もあれば、漁業栽培センターもあれば道の水試もあります。そうした地元の技術屋もいる。しかし、やはり今言われているように、産、学、官、いわばいろいろな学者から民間の研究者から、そういった人たちの英知をかりなければ、やはりこれは、解決していくことはできないだろうということで、先ほどらい説明いただいておりますように、生態工学会、これはうちのカキ種苗センターの加藤係長が、このシングルシードのカキを開発する上で、その中の生態工学会の中の1人のメンバーであります、相賀先生という方の指導も受けたり、あるいは教室しておりましたので、そういう方々のルーツで今回こういう形になったわけでありませうけれども、考え方としては、そういった厚岸町の生態系を重視した、循環型の農林漁業というものに取り組んでいかなければ、最終的には持続可能な漁業はなっていないということの、今回はこのシンポジウムを開催して、このきっかけをつくっていきたいということであるわけでありませう。それでご理解をいただきたいと思います。

厚岸町での講演なんですけれども、特別講演もさることながら、構成としては基調講演があつて、特別講演があつて、そして一般講演があります。一般講演には9名の先生方が、民間の研究者も含めてですけれども、時間は1人20分か30分くらい

でやっていくんですけども、その中で当然今臨海実験所で生態工学の研究をされている向井先生、そういった先生にもお願いしようということで今、進めているわけでありまして、そういった構成になっているわけでありまして。

先ほども課長の方から説明しておりますように、本当にものになるかどうかわかりませんが、やはりこういって厳しい時代、次世代を担うようなものも、やはり今取り組んでいかなければならないんじゃないかなということで、これをやろうとしているわけですので、ご理解いただきたいと思っております。

委員長 10番。

10番 よくわかりました。

先ほど大変失礼なことを申し上げました。ひょうたんからこまをねらっているのかと、そんなレベルのものではないんだということがよくわかりました。十分な成果を上げられるように、私の方も改めて期待を表明するところです。

それで、今の助役の一通りの説明があったんですが、未来工学研究所というのはつかんでおりませんか。

委員長 助役。

助役 今質問者言われたように、生態工学会の事務局として、財団法人の未来工学研究所というのはあるんですけども、中身までは調べてはいないんです。そういうことになるとご質問者から怒られますけれども、事務局である未来工学研究所というのは、調べていないわけでありまして。

ただ、インターネットでひろったものもあるんですけども、これで見ますと、1971年の2月15日に設立して、認可をしているのは科学技術庁です。財政は基金として4億8,000万円ほどでやっております、この職員数は常勤職員は43名いて、そのうち研究者が38名というそういう構成になっており、研究事業が主になっていきます。

主な受託先は、科学技術庁とか郵政省とか、特殊法人、公益法人、NTTなどの関係企業、そういったところの業務を受託しているということです。

主な専門分野というのは、科学技術あるいは通信情報、環境問題、このようになります。

以上でございます。

委員長 10番。

10 番

よくわかりました。

それでは、違うことについてお聞きします。

83ページ、国際地域交流というのが出ていますが、今年、町長と議長ご夫妻で、オーストラリア、クラレンスにお出でになって、交流の実を上げてきたというふうにかがっておりますが、このときに一緒に子供たちを連れて行って、国際交流の実をこの10年間上げてきた、アイリスという民間団体があります。費用については一部厚岸町からも、まちおこし基金によって補助をしている団体ですが、これが今年で一応事業を打ち切るというふうな話も、ちらちら聞こえてきているんですが、そのような話については把握していますか。

委員長

町長。

町長

お答えいたします。

国際地域交流に関する中での、アイリスの問題であります。

今ご指摘がございましたとおり、私と議長、交流事業20周年を祝してオーストラリア、クラレンスに行つてまいりました。極めて意義ある交流だったと、私なりに評価をいたしておるわけであります。それと同時に、アイリスの子供さん方も同行をいたし、それなりに立派な、子供同士の交流がなされたわけであります。

その代表が、西村ユミコさんであります。西村ユミコさんからいろいろお話を聞いておりますと、10年になったと。参加者も少なくなつてきておると。果たしてこれでいいのだろうか、また西村会長自体も、年齢的にも年もいってしまったと、だれか後輩にお願いができればと、ちょうど10年を迎えてのアイリス自体も過渡期にあるようであります。

その10年間といいますのは、すべて民間がやってきたわけであります。そこで私も、相談を受けているわけですが、これをひとつ、民間から厚岸町なり、厚岸教育委員会が窓口として継承したらどうかなという考えもあるわけでありますが、しかし、民間からやってきております、10年を迎えたアイリスについては、過渡期にあると、そういう話が出ているということでございますので、今後また、西村会長等も含めて、アイリスの方々と相談もしなければならない提案ではなかろうか、私はそのように考えております。

委員長

10番。

10 番

よく10年間、民間でこれをなさつてきたと思うんです。もっとうこうの方がいい

だろうというような話は、幾らでもありますでしょうけれども、現実には、子供たちを連れて外国へ行って、事故なく帰ってくる、その目配りだけでも大変です。ですから、その子供たちの中から、人が育っているという話もちらちらと伺っておりますし、町長の口からもそんな話を、個人的にもこの前伺いました。

したがいまして、やはりこういう中学生くらいの年に、自分たちと全然違うところで暮らしている人間がいるということ、肌をもって知るといいますか、そういう空気を吸ってくるということだけでもこれは、その子供の感受性豊かな時期に、そういう体験をしたことは、将来必ず生きるだろうというふうに思うんです。そういう交流が、ここでもし終わってしまうなら、非常にもったいないんです。町長と議長がオーストラリアにいらして、帰ってきたら終わってしまったというのでは、余りしゃれにはならないんです。

それで、どういう形か今考えていらっしゃるというので、これはぜひ、何らかの形で、どういう形になるかはともかくとして、これはやはり、まだまだ続けていくべき価値はあるのではないのかなというふうに思いますし、またできることなら向こうの子供たちにもやはりこっちに来て、1週間なり10日なり、また向こうの子供たちが全く自分たちと違う日本というところで、全然違う、素敵な人たちの中に入って暮らすことができたという経験を持てば、これはこれでまた非常にいいことだろうと。

ちょっと名前は今、思い出せないんですが、オーストラリアの学校の先生ご一家がこっちへ来て、町職員、囑託になったのかな、1年間暮らしましたよね。ご本人はもちろんだけれども、その家族の子供さんたちの将来というものにも、これは非常に大きな収穫だったと思うんです。だから、これは冗談ですが、厚岸がアイリスの会なら、オーストラリアのクラレンスにあやめという会ができればいいなというような冗談も言っているんですが、ぜひそれは進めていただきたいんです。

それから、教育委員会にちょっと関連してお聞きしますが、末広小学校という学校が現地における学校ということで、かつて、前町長かその前の町長の時代かもしれませんが、学校の先生と子供たちがオーストラリアに行ったというようなことがあったやに記憶しています。末広小学校は残念ながら現在なくなってしまって、これは厚岸小学校が継承しているんですか。となると、厚岸小学校が現在は、先様の学校との交流の実を上げていると思うんですが、これらについては具体的にどのよ

うなことを、この数年で結構ですから進めてきたのか、これらについてもお聞かせをいただきたい。

委員長 町長。

町長 まず私からご答弁をさせていただきたいと思います。

私自体も、今日、クラレンスと厚岸町が友好都市交流20年を迎えたという、その経過を振り返りますと、やはり10年間のアイリスの役割が極めて深かった、大きかった、私はそのように理解をいたしております。

それと同時に、クラレンスに行った子供さん方が厚岸に帰ってきて、その経験を生かし、厚岸町の発展のために、または教育のために、大きな貢献をいたしておるということも事実であります。そういう意味からいたしましても、私といたしましては、過渡期にありますけれども継続をするという、前進的な考えの中で、町としても考えていきたいと、かように考えますので、ご理解を賜りたいと存じます。

委員長 教育長。

教育長 国際交流の中で、やはり子供たちが、子供たちの時代にそういう違った世界観、価値観というものを味わうということは、今のそれぞれの人格を大切にするという意味でも、大変重要なものではないかなというふうに考えております。

そしてただいまご指摘の、末広についての交流ですけれども、その後厚岸小学校に引き継がれまして、何度か絵画あるいは、こちらの方から書道、習字等の作品の交流を行っていたというふうに聞いております。

ただその中で、多少行き違いがあったのではないかなというふうに感じるんですけども、日本側の感覚で言いますと、生徒たちの作品を送付すると、やはりこちらの方からも何らかの形で、どんなものでも結構なんですけれども、ご返事をいただけないというふうな感覚で、何度かお送りしたという経緯が厚岸小学校にあるようです。ただ、それについて2度ほど送ったんですけども、残念ながらご返事をいただけなかったという中で、非常に先生たちも、作品を出してくれた子供たちに対してちょっと説明のしようがなくて、困ったような時期があったんだというふうなことを伺っています。

ただ、今考えてみますと、確かに地球の反対側で遠いんですけども、今であれば、それこそホームページを通して、こういうものをお送りしていると。これに対してそちらの方の生徒さんたちは、どういうふうな感想だろうかとか、あるいは

できればこういうものを送っていただけないだろうかとかという、いろいろな作品を送った後のフォローが当然できるし、やっていくことによっていろいろな交流ができるのではないかなというふうに考えるわけです。

ただ、何年か前の段階ではきっと、こういう小包みたいな形でお送りする中で、ちょっと意思の疎通を欠いたのではないかなというふうに、うちの方では受け取っております。

委員長 10番。

10番 今教育長は、非常にきれいに事実関係を説明してくださったわけですが、私の方には、もう少し角がついた形で耳に入っているわけですがけれども、企画サイドでは、いわゆる民間交流にいろいろと助力もしていますよね。資金提供の問題だけではなくて。そういうものに教育委員会として、連携して、もし誤解があるんなら誤解を解くように、あるいは途切れているならばつながるように、やっていたのかということなんです。あるいは学校側が、積極的にそういうことを少しでも態度を見せていたのかということなんです。ぽつんと切れてしまって、それきりでなかったのか。その点は、何か末広小学校を本当に継承したのかというような批判も、一部の方からは出ているんです。こういう問題について、今までの評価と今後の持って行き方をどう考えているのか、改めてご答弁をいただきたい。

委員長 教育長。

教育長 今までの部分についていいますと、先ほど申し述べたとおり、何度か送っているというふうには聞いております。ですからある意味でいうと、学校側とするともう1度送っても、どういう反応があるんだろうかという不安もあったことも事実ではないかなと。

ただ、もう1つ言えることは、先ほどご質問者ありましたマニヨンさん一家が参られたときあたりでも、もうちょっと私自身は、積極的に学校教育、あるいは町内の幼稚園を含めて幅広い交流ができたのではないかなというふうに思いますし、その他の部分では、非常に違う宗教、違う価値観、そういうことを交流した講座の中で、非常に高い評価を受けていたわけですから、その点についても、もちろんALTという別な業務での配置もあるわけですがけれども、それとは別な意味での、違う地域からいらしてくれた方との交流も、積極的に推し進めるべきであったというふうに考えますし、今後の部分について言えばアイリスの継承をどのように考えてい

くかも含めて、当然学校としても国際交流、国際教育というものは重要な柱であるというふうに考えておりますので、積極的に推進できるよう努力してまいりたいというふうに考えております。

10番 はい、結構です。

委員長 町長。

町長 関連して私から、今教育長が答弁いたしました内容と同様になるかと思いたが……。

実は私どもも、実際行ってみまして感じたことがあります。といいますのは、さきほど、よく20年続いたなという中で、やはり10年間のアイリスの役割が大きかったと。このアイリスの子供同士の交流がなければ、20年も続かなかつたのではなからうかと、遠い距離の関係もあって。そう考えますと、アイリスの役割は極めて大きい。しかし、民間同士の交流であったということも事実であります。

今回私が行きまして、市長をはじめ市役所の皆さん、そしてまた市会議員の皆さん、共に交流する中で、ある程度の役所同士のパイプができたと思っております。そういう面において今後、厚岸町、クラレンス市という役所同士のこれからの事業の推進に当たっても、交流事業を深める関係ができたのではなからうかと。

さらにはまた、来年も市長さんはじめ、向こうからやってまいります。

なぜかと言いますならば、日本では20年というのが一つの大きな、成人式と同様な役割でございます。ところが、オーストラリアというのは21年が、その記念に当たるそうであります。そういう意味において、しからは厚岸町で21周年記念をやりましょうという、約束をしまいたところでございます。

そういう点もありますので、末広小学校のことについても、今後そういうことのないように、町といたしましても取り組んでまいりたい、かように思いますのでご理解を賜りたいと思います。

委員長 よろしいですか。

それでは、3時休みをします。再開は3時30分とします。休憩時刻14時59分

委員長 委員会を再開します。

再開時刻15時30分

6目の企画費、他にございませんか。

5番。

5 番 | ここに、湯楽プラン調査研究事業ということで 200万 1,000円ありますけれども、この内容について、どういう調査がなされるか、詳しくご説明をお願いしたいと思います。

委員長 | 町長。

町長 | この、湯楽プラン調査研究事業でございますが、さきの本会議でも、私から、質問に対してのご答弁をさせていただいておりますが、実は私の、選挙に当たっての公約の1つでございますが、私といたしましては、海に囲まれた厚岸町の利便性を考え、この海水を利用した施設ができないものかなという考えに立っております。そういうことで、公約を作成するに当たりまして、その気持ちの中でいろいろと研究をさせていただく中で、タラソセラピーという事業があることがわかったわけがあります。このタラソセラピーというのは、新鮮な海水を摂取し、それを温めて利用する療法で、日本では海洋療法と称しております。

その主たる目的といいますのは、高齢化が進みまして、財政は大変な負担になっておる医療費がございます。自治体といたしましては、この医療費が圧迫し始めている現在、予防医学的な視点を持った健康づくりが求められておると私は思っております。また、健康文化と快適な暮らしの町を、厚岸町から発信をいたしたい、全国にアピールをいたしたい。そして町民の健康増進だけでなく、観光の拠点施設としても、これはまだ、北海道ではその施設はございません。全国には何カ所かあるわけがありますけれども、そういう意味において、特色のある厚岸町の施設として考えられるのではなからうか、そのように思ったわけがあります。

皆さんご承知のことと思いますが、私の公約といいますのは、健康保養型施設厚岸湯楽プランの調査に取り組み、温泉、海水温浴などの開発調査を進めますという公約であります。温泉といいますのは、皆さん方澤田前町政時代から、温泉開発についてはご論議いたしておりますので、その経緯についてはご承知のことと思います。

タラソについては、実は私が町長になりまして、役場職員にも尋ねてみました。ほとんど知りませんでした。そういうことでまた、町民もタラソについては理解できていないという意味合いからいいまして、私といたしましては、さきの室委員長を中心とする厚生文教委員会にも、その経過を説明しておきましたけれども、まず私は、百聞は一見にしかず、このタラソセラピーというものはどういうものであ

るかということで、その施設を持っておる現地を視察することが、最も早い理解を深めていくのではなかろうか、そのように考えまして、まず町民モニターを10数名公募をいたしまして、実際その施設を有しております、青森県の市浦村で実験体験をしてもらう。さらにはまた、その結果を広報紙などに掲載をいたしまして、その反応を判断材料の1つにいたしたい、かようにも考えます。

また、町民向けの講演会等も実施をさせていただきたい、また意識調査を進めてまいりたい、そのように考えておるわけでございまして、それが今回の予算案の湯楽プラン調査研究事業費としての、200万1,000円という内容になっておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

委員長

5番。

5番

タラソセラピーというんですか。なんかちょっと聞きにくい……

(「タラソセラピーです」の声あり)

5番

これは海水を摂取して、一応温泉ということですね。

大変企画としては——ただ温泉が出ただけでのそういう施設であれば、例えば今、霧多布のユウユウ、あるいは標茶にいろいろな施設があるわけなんですけれども、こう聞いたときに、青森で今一応やっているということで、町民を交えた中で視察しながら、体験をしながら、当然そういう湯薬にしたいという考えのもとでは、大変素晴らしいことではないかなと、それこそ前の町長時代から町民が、やはり温泉施設については、それぞれに皆さん期待をしながら、考えた経過があったんですけれども、どうしてもいまだに、それについてはなかったんですけれども、新町長さんが誕生されまして、ちょうど6月の選挙、そして私が9月の定例会でこういう問題に触れながら、公約について話をしたことがあるんですけれども、一応その計画については3月定例会において予算化されるというお話も聞いておりましたので、今聞いている中でも素晴らしい計画ではなかろうかと、十分皆さん期待の中で、大いにお待ちしておりますので、ぜひこの実現に向けてやってほしいということで、よろしく願いいたします。

委員長

3番。

3番

今の件につきましてもお尋ねをしようと思いましたが、大体わかりました。

もうちょっとお伺いいたしますと、200万円の中身はほとんどが旅費なんです。今お話を伺いますと、モニターを公募なさって、そして見ていただいて、それを

参考にして云々ということのようでございますが、この14年度中にはどういうことをなさって、現実建設に向かって踏み出すというのは、いつごろになるのをごさ
いまいしょうか。

委員 長 町長。

町 長 私から、具体的な予算等の問題について、お答えさせていただきます。

まず第1点目でございますが、視察旅費としましての町民モニターなんです、大
体16名くらいを考えております。これが約 140万円ということになっております。
その他講師等を含めた研究会をやりたいという予算等がございます。

さらにはまた、しからばどういう計画になるのかというお話であります、私と
しては、町民モニターはじめ町民の意向調査の中で、タラソセラピーがいいという
ことであります、まず1年目は基本計画を、これは何年になるかわかりませんけ
れども、つくりたい。そして、その調査内容におきましては、資源調査、市場調査、
需要調査等もちろん、1年目は考えております。

2年目に当たりましては、実施計画を考えたい。

それから3年目は、設計ということになろうかと。具体的にするとそうなるうか
と思います。

委員 長 3番。

3 番 そうすると、平成16年には建設をして完成をさせるというようなことになるわけ
ですか。

委員 長 町長。

町 長 そのことも、年度につきましては、町民の意向次第、町民がこれがいいというこ
とが年度内に決まりますと、そういうことになるかと思いますが、やはり今調査の
段階ですから、ここで何年から事業を計画するということは、今の段階では明確に
することはできないということで、ご理解賜りたいと思います。

委員 長 3番。

3 番 そうすると、大体が単独事業でやられることになるのではないかとということで、
補助があるかどうかわかりませんが、そうすると、どの程度の予算というこ
とになりましようか。

委員 長 町長。

町 長 予算規模と経費等の問題につきましては、これは私なりの考えを持っております。

といたしますのは、予算額についてはわかりません。というのは、場所、規模、町民が望むべきものが明らかではございませんので、ここでどのぐらいというものはわかりません。しかしながら、それ相当の金額になるだろうと、その事業を実施するに当たりましては、何回もご論議いただいているように、財政厳しい折で町単独でできるのかというふうになると、なかなか難しいだろうと。

そこで私は、民間の力をかりて、すなわちPFI方式も1つの方法にもなるだろうかと、かように考えております。

委員長 3番

3番。

3番 大体わかりました。

次にお尋ねしたいのは、まちおこし補助に関連して、基金が確か2億6,800万円くらいあるんです。それで財政運営の新しい方針の中で、まちおこし基金などの改編と財源活用を促進すると。平成14年度から現行のまちおこし基金など、特定目的基金の所期の設置目的と運用効果を斟酌し、その改編と、さらなる機能的活用を促進するというふうに、方針としてお出しになったわけですが、これは今年中に、従来のやり方を検討して、新しいやり方でやろうということなのかどうなのかですね。何か、まだ具体的になっていないのであれば、それでいいのでありますが、ある程度こういうふうという考えがあれば、お聞かせをいただきたい。

委員長 企画財政課長

企画財政課長。

企画財政課長 まちおこし補助金についてお答え申し上げますが、この4月に、それらのまちおこし団体のまちおこし事業がどういうものがあるか取りまとめいたしますが、それらの状況も含めまして、一応ご質問者おっしゃる通り、今までやってきました、このまちおこし基金をもう1度根本的に見直して、どういう形になるかは、ちょっと今模索中でございますので、具体的には申し上げられませんが、早々にその基金自体、あるいはそのまちおこしの補助制度そのものも、かなり長く、3年という規定が、もう10年になるものの中にはありますし、昨年度もそういうご議論もいただいておりますので、それらも含めた上でどういう形になるかは今、検討中であるというところでご理解を賜りたいと存じます。

委員長 3番

3番。

3番 そうしますと、従来はこの補助の申し込みを受けて、それを町長部局の中に審査会を設けて、そこで審査をして補助を決定するというやり方でやってきたわけです。

そのことについても、議会の中で何度となく議論がされてきているわけなので、そういうことも勘案してやっていただきたいと思うんですが、その辺のお考えと、平成14年度については、まとめ次第やるのかやらないのかです。今年はもう、とにかく見送ると、今年は検討の1年だと、具体的には15年からだと、こういうことなんですかどうかどうなんですか。

委員長 企画財政課長。

企画財政課長 今、取りまとめをこれからいたしまして、平成14年度の内定委員会の部分、これについては外部の方も入れたらどうだというお話もありましたし、ただ、それらについては今、早急にその委員会を改編する云々ということにはなりませんので、14年度の執行の部分については従来の内定委員会、つまり役場の庁舎の中での各課代表で構成されていますその委員会で、やらざるを得ないと思いますが、ただ、従来のいろいろなご意見をいただいております部分で、内定委員会も含めましてその補助制度のあり方で、これから3年という基準、あるいはいろいろな基準を例外的にやってきた部分をどうするかということで、6月の補正で当然これらが出てくるわけですが、まちおこしの中に200万円の要件、3年の要件、いろいろな要件が規約等にございますが、それらの中に該当するものについては、とりあえず、今年度は内定委員会の中である程度定めさせていただくと。

それで、それらの規約の部分での検討をした上で、その規約である例外規定で実施しているものについても、今後従来どおりにやるのか、それとも新たな独立した補助金的なものとして、それぞれ担当現課に振るなり、いろいろな方法でご議論されてきたと思いますが、それら含めてこの3月末から6月にかけて、しっかりと検討してあらずじをお示ししたいと、そのように考えております。

委員長 3番。

3番 今のご答弁を聞いていますと、平成14年度は14年度として従来の方針で、検討は検討が進めながら、並行して14年度は14年度のやつを決めていきますと、こういうふうに理解してよろしいですか。

委員長 企画財政課長。

企画財政課長 基本的にはそのように理解してよろしいかと思えます。ただ、本年度のうちに、ある程度直せる部分があれば、それらについては順次、来年と言わず、もし今年度並行しながら改正の部分の反映できる部分があれば、それらを速やかに反映してま

いりたいと、そのように考えておりますが、いずれにしても今後、もうちょっと検討させていただきたいと、かように存じております。

委員長 他に。

16番。 16番。

16番 負担金の中で、北海道自動車道路釧路根室間建設促進期成会、その下にまた北海道横断自動車道釧路地区早期建設促進期成会、こういう、金額は大したことはないんですが、それぞれ目的があって同じ道路というか、この北海道のこの道路状況にと言ったら、目的はこの図面を見る限りでは、釧路地区とそれから釧路と根室の間と、それぞれに目的があって、そういう促進をしようということではなかろうかと思うんですが、このことは昨日今日始まったことではないような気がするんですが、去年はこれらの会議に出かけているんですか、どうですか。

委員長 企画財政課長。

企画財政課長 これら、それぞれ設立の趣旨等が違いまして、例えば釧路根室間道路でございましたら、北海道横断自動車道の釧路根室間道路の建設促進に関する陳情、請願活動を中心に、これは事務局は根室市がやっております、厚岸町もその中に入っているわけでございます。

それから釧路地区、これは釧路市が事務局をやっております、同じ道路の釧路地区までの早期促進に関する同じ陳情、請願活動をやっているということになりますが、これらについては、町長がそれぞれの理事とか、副会長とか役員をやっておりますので、町長が出ているものと思われま。

委員長 16番。

16番 去年、若狭町長が出られていたかどうかというか、むしろ出てる出でないよりも、全般的なことで言います。去年出てるか出でないかというのは、町長がちょうど交代の時期でしたので、それはちょっとさわりたくないんですが、いわゆる今の国の財政の関係で、高速道路はだめとは言わないけれども、かなり中央でけんけんがくがくとなっている状況ですね。北海道についても、去年いろいろな、ばかげたお話も行革担当大臣からそういう声が出ているということを知っていますし、いち早く堀知事が中央に動いたというのは、報道機関を見ればわかるわけですが、私ども、この地区に住むものとして、やはり今の夕張から新得の間がどういう状況になっているかというのは、すっかり見えないわけです。特に道東地区においては、そこが

やはり北海道横断と言われるくらいの道東にとっては、大事な動脈になるところな
んですよね。そういう意味では、町長は道議会にもおられまして、中央の情勢に十
分詳しいことでもあろうし、この見通しがどういうふうになるのか、私どもこの道
東に住んでみて、本当に今の流通というか物の物流関係は、自動車が主に狩勝ある
いは日勝峠を見る限りは、その大型車両の往来等見ると動脈になっているわけす
よね。もちろんそういう意味では、この道東では高速道路、そういった自動車専用
道路が期待するわけなんです、その期成会の状況として見通しが本当にあるのは、
ずっと先の話であれば、それはいつかはということでしょうけれども、やはり今日の
情勢の中では、いち早く望まれるところではないのかなというふうに思うんですが、
その辺のところはどういう情勢として認識、中央へ陳情等へ行かれましてどうい
う認識にあるのか、ちょっと状況を説明いただきたいと思うんです。

委員長 町長。

町長 この北海道横断自動車道路釧路根室間の道路につきましては、釧路地方開発期成
会といたしましても、重点課題として長年取り組んでおることです。

しからば、見通しとしてはどうなるかというお話であります、現段階では中
央等の財政事情を考えますと、いつから実行できるという明確なものは言えないと
思いますが、我々といたしましては道央とを結ぶ基幹道路として、ぜひ早期に着工
願いたいという気持ちの中で、これからも継続をして要望していきたい、かように
考えております。

委員長 16番。

16番 今町長にお答えいただいたのは、釧路根室間のみのことを言ってございますが、
その後段の方の釧路地区早期というのは、これはいわゆる、今既に池田から本別通
って阿寒経由で釧路へ入ってというか、白糠の上を通過して、それは既にもう進めて
いますけれども、私がお尋ねしているのは、新得と夕張のあの動脈、いわゆる日勝
の部分です、あれが道東としてはあるいは北網に分かれる、1つの動脈になる
というふうに私は思うんです。旭川から和寒の方、稚内方面は、既に着々と進んで
いるわけですが、あの見通しがまだ、明らかにされているのか、こっちの釧
路根室間の方は既に、根室側の方からルートを始めようということ、それは既に
報道もされて、一部反対という話もあるようですけれども、それは釧路根室間は別
にして、本当に道東地区へ物をスムーズに運ぶ、スムーズに往来のできるその動脈

としては、今、日勝峠ですよね。あれがよしということにはなっていないと思うんです。もう日勝峠の下りた時点で、新得側から池田まではすでに延びていますし、その新夕張と夕張と紅葉山とその新得の間、それが道東地区というか釧路を中心に、して期成会、十勝ももちろんですけども、その辺のところの進め方というか、その期成会というのは意気込みを含めて見通しはどうかというの、一番の関心事だと私は思うんですが、その辺はどうですか。

委員長 町長。

町長 申しわけありませんけれども、夕張、新得間の道路の問題については、見通しについては、ここではちょっと言えないような、というような、わからないという素直な答弁になるかと思いますが、ご理解賜りたいと思います。

委員長 16番。

16番 実際そういう状況なんです。やはり道も、道東地区はそこを解決しないと、途中だけをやって動脈が繋がらないということは、これは大変な痛手を負うというか、ただ山岳地帯ですので、大変難工事というか、平地、盆地、そういったところとはちょっと違うと。それで、計画は出ているんですが、繋がらないというか、それに一つの線が結ばれないということに憤りというか、見通しはそういう国の情勢絡みの中で、さらにおくれるのかという状況なんです、今知っている限りでちょっと答弁いただきたいと思います。

委員長 町長。

町長 今回の路線につきましては、整備計画に入っていることは事実であります。しからば、具体的にいつ着工できるのかということについては、先ほどお話いたしましたとおりであります。

私の勉強不足でございまして、申しわけないと思いますけれども、答弁できないことをご理解賜りたいと存じます。

委員長 16番。

16番 整備計画は、もう早くから報道機関を含めてやっているんですが、冒頭に申し上げましたように、今、国が財政的にこういう情勢にしてしまった。北海道の道路をつくる内地あたりでは、本州方面で道路をつくるのはもういらぬよと言っていますけれども、認識はそこなんです。北海道はまだまだ、そういう点では整備されていないところがあるんだよということを、きちっとこの道東地区のこういう期

成会をもっているのであれば、やはりそこはきちっと、国に対して逆らうようなことになるかもしれないけれども、やはり北海道の地域としてはきちっとした整備するものは、最後まできちっとやってほしいという声を、これは私は上げるべきだと、こういふふうに思って、こういう期成会もあるのに、いつまでも国の成り行きに任せなければいけないのかなど。それならばこういうものをつくらないで、国の成り行きに任せて、陳情もする必要はないのではないかと、私はそのくらい正直いって思うんですよ。そういうことでその辺重々お図りいただいて、強く働きかけていただきたいということです。

委員長 町長

町長 ただいまお話にございました2つの路線につきましては、早期着工、さらにまた、早期完成ということに相なろうかと存じます。

それぞれの趣旨に合った、これからの国に対しての強い要請をさらに進めてまいりたい、かように考えます。

委員長 よろしいですか。

11番。

11番 今の質問に水を差すようなことになるんですが、北海道横断自動車道釧路根室間建設促進期成会の問題ですが、北海道横断自動車では、車よりクマが多いということで、一時は随分話題になったこともありますけれども、この根室釧路間の道路がありますが、これは高速道ではなくて高規格道路で整備をするということですよね。それで今、国の財政も大変になってきている、公共事業も見直しをしなければならない、そういうことでこういう大型公共事業に対して、今後見直し等があるのではないのかなというふうに思うんですが、実際にこれは高規格道路として我々地域の住民が、必要なかどうかということも、もう一度きちんと立ち止まって検討してみる必要があるのではないのかなというふうに思うんですが、その辺はどういうふうに考えているのか。例えばこういう道路を整備しなくても、今の国道44号線の拡幅だとか、車線をさらに片側2車線ずつにするとか、そういうことによって今の交通問題を解消していくことができないかどうか、そういうことも今後考えてみた方がいいのではないのかなど。これをもし、どんどん進めて行くということになると、今後、住民負担等はどうかになっていくのか、この辺もやはり検討して見る必要があるのではないかなというふうに考えますが、いかがでしょうか。今まで

がこうだったから、このまま行くということには、これからはならないのではないのかなというふうに考えますが、いかがでしょうか。

それからもう1点、お伺いをいたします。

町が今まで調査を進めてまいりました、風力発電の問題ですが、これは今回発表されている実施計画を見ますと、1年先送りをされているわけですが、これらについて今回見送りになった原因は何なのか、その説明をしていただきたいというふうに考えます。

それから大別での民間で調査を進めていたと思うんですが、その結果みたいなのがないか、その情報が入っているかどうか。

それからもう1つお伺いいたしたいんですが、隣の町の浜中町で今実際に稼働しておりますけれども、その稼働実績みたいなのはどういうものなのか、もしわかっていたらご説明をお願いいたします。

委員 長 町長。

町 長 私からは、高速道路について答弁をさせていただきたいと思います。

また風力発電につきましては、担当課長から答弁をさせたいと思いますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

公共事業の見直しということは、今日の国の財政を取り巻く中で、厳しいという中での議論もございます。しかしながら、先ほどお話いたしました、釧路地方開発期成会の中では、重点項目として平成13年、さらにまた来年に向かっての平成14年度も、国に強く要請していこうということに相なっておるわけでございまして、先ほどご質問がございましたとおり、物流道路としてその役割も極めて大きいのではなかろうかと、そのように私は理解をいたしておりますので、今後とも釧路地方開発期成会ともども、根室も含めてこの運動を進めてまいりたいと、かように考えております。

委員 長 企画財政課長。

企画財政課 長 それでは私の方から、風力発電の関係を申し上げさせていただきます。

風況精査を終わり、平成11年度それから12年度にシステム設計を終わった段階でしたけれども、NEDOで問題点が出てまいりまして、NEDOで実施をしている共同研究事業というものが、平成13年度で廃止になってしまったと。それで、それの新たな代替的な補助制度というものが、地球温暖化防止対策事業ということで出

てきているんですが、その採択条件等、もちろん風力だけではなくて、ほかにももう1つの新エネルギーを組み合わせた、そういう複合的なものという要件がきているということで、ちょっと目先が変わった状況になっています。若干、試算もざっとしてみたんですが、その風力単独であれば、それなりの採算性というのがかなり強かったんですが、太陽光エネルギー云々ということに、それと複合的なということになるとかなり高つくつということで、ちょっと風力だけを単独で考えていた部分とは状況が、国の補助制度の変遷によりまして、ちょっと変わってきたということがあります。

それともう1点、ネックとしてなっておりますのが、平成13年度で北海道電力が電力量買い取りをストップしておるということであります。前に設定していた15万キロワットという道内でのそれが、早い者勝ちでしたけれども、もう充足をしてしまったということで、北電の言い分としては、いろいろな風力発電とかがふえて、風力発電というのは風が吹くと回り出して、いきなりあちこちで回り出すと、それらの調整とか、回り始める段階での電圧変動とかそういう部分でかなり、北電全体の調整をする部分で調査をしなければならないという、そういう名目なんです、とりあえず北電の買い取りがストップしていると。14年度早々に新たな枠を設けるということだったんですが、ちょっとそこらがさっぱり情報が流れてこないという、それらの大きな補助制度、それから電気を買い取る北電の状況が非常に不分明だということから、一応3カ年計画でも種々議論したんですが、とりあえずこの段階で見切り発車はできないだろう、どうなるかわからない段階での見切り発車はできないだろうということで、しかも根本的な補助制度も変わりましたので仕切り直し状態と言いましょうか、根本的にもう1度、採算から何から考え直さなければならない状況が惹起いたしましたので、14年度中の設置申請あるいは実施というのは、見直さざるを得ないだろうということで、そういう理由で3カ年実施計画では15年度へ先送りをし、平成14年度で1年間、それらの状況も見てみましょうという状況になったわけでありまして。

それから大別での部分なんです、小型の風力発電でございますけれども、何回もやっては回り過ぎたり、それからある部分が故障したり、部品が折れたり、なかなかうまくいったなと思うとなかなかうまくいかないということで、それらも実施しているところでいろいろ原因なり何なりを今究明しているというところで、まさ

に試行錯誤中ではないかと。今も中止、中断になっているようなそういう状態で、それら原因がなぜなのかのこのことを実施しているところで、ただいま調査中であり
ります。

それから浜中の実績ですが、平成12年度発電をし、そして湯遊で使用した後、北電での売電実績としては 1,000万円から 1,300万円程度という情報が流れてきております。ただ、平成13年度でどうなのかというそれらの詳細は、ちょっと不明でございます。担当にあっても、そういう意味では順調に、そんなに収益が上がっているという、個人的にもそういう話は聞いています。

以上3点ですが。

委員長

11番。

11番

町長のおっしゃっていることは、私も理解できないわけではないんですが、ただこういう時代になってきて、依然として今までやってきたその延長の考え方で進めていって、本当にいいのかどうなのかということだと思えます。それで、こういう大型公共事業になると、本当に地元の建設土木業者に恩恵が出てくるのかどうなのかと、地域の活性化に結びついていくのかどうなのかと。例えば、橋ばかりかけていて、さっぱり路面だとかそういう仕事がないということになると、当然地域の業者では仕事ができないわけでありまして、そういう専門的な仕事になってくると、なおさら今度、地域の人たちがかかわる機会を失ってしまうということになっていくと思えますよ。

それよりもやはり、既存の道路の整備をもっときちんとしていった方が、地域の人も喜ぶだろうし、地域の住民にとっても利用しやすい道路になっていくのではないのかなと。それと、どうしてもこういう大型の道路になりますと、市街地を通ることは当然なくなると、そうすると厚岸町に本当に入り込んでくれるのかどうなのか、そういう見通しもきちんと見きわめていかなければならないのではないのかなと。厚岸の頭の上を、車だけは通過するけれども、厚岸町にほとんど恩恵がない、観光を売り物にしようとしているだけに、その辺はきちんと考えていかなければならないのではないのかなというふうに考えますが、いかがでしょうか。

それから風力発電なんですが、そうすると今回、今の説明を聞いていますと、とにかく厳しくなってしまったなということで、今回この実施計画にはこうやって計上しているけれども、来年果たして、実際にこれを立ち上げることが、事業に入っ

ていくことができるかどうかというのが、まだ不透明だというふうに理解していいのでしょうか。それとも、来年は何としてもやろうというふうに考えているのか、お伺いをしたいというふうに考えます。

それから大別はよくわかりませんが、言ってみれば試験をやっているうちに、何かもうほとんどわからなくなって、今、やりようがないので中断しているとうふうなことなんでしょうか。まだこれは、何かやろうとしているんでしょうか、最後の結論を出すまで。これ、やっている団体業者はどんなところなんでしょうか。

それと浜中は、そうするとそれなりの発電売電効果も含めてあるというふうに、浜中の風力発電については、あるというふうに理解していいですか。

委員長 町長。

町長 私からは、道路の問題についてお答えをさせていただきたいと思います。

私自体は、高速で、安全で、快適な道路は必要であるという気持ちを持っており、今後とも、釧路地方開発期成会ともども、早期着工のために国に要請してまいりたいというふうに考えております。

また、着工する際の工事の発注については、谷口委員からご質疑のあったとおりであります。そういう趣旨に沿って、これからも運動を展開してまいりたいと、かように考えます。

委員長 企画財政課長。

企画財政課長 お答えを申し上げます。

風力発電でございますが、確かに状況が、非常に急激に変わってきているのも事実でございます。それから住民等とのコンセンサスが必要でもありますし、当然ながら町の財政状況なり、それから財源で充てている北海道の政策補助金、これらについてもNEDOとの共同事業でなくなるという形になりますと、それらの是非、それらも含めて考えてはみなければなりません、一応我々としては、まだ望みなきにあらずと申しませうか、14年度まだ1年ございますので、それらを通して状況が、とりわけ北電の関係とかも状況はだんだんわかってくると思いますし、それらのいろいろなネックが惹起しておりますけれども、それらを調整する作業が残っているということで、まだまだ状況は不透明な部分が出ておりますが、できるものであれば実施の方向でいろいろなネックを解消していきたいと、そういう姿勢でおるつもりでおります。

それから大別の方でございますが、これはうまくいったり、またうまくいかなくなって、いろいろなその原因を解決して、そのための試験、試行錯誤なんです、その原因を究明しながら、今まだまだこれから、その原因を究明してやろうとしているようでございます。

設置者はサンエス電気通信株式会社さんということになっておりますけれども、そういう意味でこちらの方も、いわゆる酪農業におけるコストの削減と、それからこの小型の発電機をいろいろな面で将来にわたっての可能性のある、有益な研究でございますので、町としてもこれにめげずに、失敗でいろいろ原因がわかりますので、それらを踏まえてそういう目的のために続けていってほしいと、そのように考えております。

それから浜中については、効果ありと理解してよろしいかということでございますが、この実績等から見ますと、売電収入が上がるという部分、それから湯遊でのいろいろな有効活用ができていう部分、それから1つのモニュメント的に、いろいろな観光的な部分でもアクセントがついているという部分も含めると、ご質問者のおっしゃるように、効果ありと理解してよろしいのではないかと、そのように考えております。

(「いいです」の声あり)

委員長

いいですか。他にありませんか。

なければ進めます。7目文書広報費。

10番。

10番

ここでお聞きするんですが、これは議員のところにも1部送られてきたと思うんですが、1階の総合相談窓口のところにも置いてありますね。厚岸町財政運営基本方針、厳しい財政状況を乗り越える。平成14年2月、厚岸町。これは町民に財政状況をわかりやすく説明するためにつくったパンフレットでございますと、この前新聞にも出ておりました。非常にわかりやすく、厚岸町の財政の状況を説明し、厳しいということを町民にわかっていただくための、大変わかりやすいパンフレットである、そういうような記事が出ておりました。私読ませていただきまして、一生懸命書いている、そして担当者側も非常に熱意を持って努力して書いているということが、ひしひしと伝わってくるのでございますが、何を言っているのかよくわからない。私のレベルでは理解できない、一読して。2度も3度も読んでいって、なる

ほどこういうことかなというような、非常に回りくどい文章であります。これは、包み隠さず申し上げます。

それから、ただ私の能力がないためにということで、私だけの印象で話をするのはよくないと思ひまして、私の友達5、6人のところを持って歩いたんです。とにかく読んでくれと。皆さんに断られたんですが、そう言わないで頼むと。

そこから出てきた反応は、私以上に厳しいものでした。これが、その新聞に書いてあった、わかりやすいというパンフレットかと言われました。ある友達は、新聞屋さんは冗談がきついなと言いました。しゃれが強いなと言った人もいます。

今この中身についての議論というのは私、文書広報費ですから財政のところであればいいわけですから、それは余りしたくないので、ただそのときに、私とはまた違った印象を持つんですね、読んだ方が。要するに理解していないからだ、ようするに言い訳じゃないかと言うんですよ。自分たちの方でどんぶり勘定で今までやってきて、にっちもさっちもいなくなりましたというのが、全般に書いてある話なんだろうと、こういう言い方するんです。これは書いた人にとっては、泣くに泣けない話だと思いますよ。だって、と言うんですよ。5ページで、あれつくってこれつくってあれつくったから、結局どうにもならなくなったと書いているじゃないかと、こういう言い方するんですね。

それからまた、ある人は4ページで、今までやったのは国の恩恵だと書いているじゃないかと、こう言うんです。そういう意味で書いているんじゃないと思うんですけれども、そういうふうを受け取られてしまう。そういう内容については、これは今議論のために言っているのではないですよ。そういうふうを受け取られているという事実を申し上げているんですから。私がそう思って、そうじゃないかと今言っているのではないですからね。その点は誤解しないでください。私は、そうではないんだよということを、一生懸命言いましたけれどもね。

それで、これを読みまして私自身も大変に、これはよくないなと思ったことを1、2申し上げます。例えば5ページに、6,904百万円と書いているんです。真ん中辺りね。5,750百万円と書いているんです。こういうお金の表示の仕方は、世間一般ではしないですね。これは、非常に特殊な人たちの間の、特殊な世界でだけの表現方法です。これをもって一般町民に対するわかりやすい表現だと思っている感覚が問題だと。そういう点で、これをもって、町民に対するわかりやすいパンフレット

だと言いつ切る感覚についての自省の言葉はありませんでしょうか。

委員 長 町長。

町 長 今ご指摘ございました、財政運営基本方針、厳しい財政状況を乗り切るために。大変、町民にわかりやすくそして率直に、厚岸町の台所事情を理解してもらおうとということで、大変苦慮いたしまして、財政当局等も文章表現等も含めていろいろと考え、最善を尽くした中での資料に相なったと、そういう点でご理解を賜りたいと思います。

ただ、具体的に数字等のご指摘もございましたけれども、ここで改めてご指摘があつて考えれば、町民の中でも難しい数字を読まざるを得ない記述かなというように、改めて今考えておりますが、しかしながら、苦慮した中での資料であるということで、ご理解賜りたいと存じます。

委員 長 10番。

10 番 あのね、こういうものを出したのがいかんとか、いいかげんなものを出したとか、決してそういうことは言っていないからね。一生懸命やっているということはよくわかるんです。だから、あえて厳しいことを言わせていただく。それはやはり、町民に理解してもらわなければ、どんなに一生懸命やってもだめなんです。一生懸命やったからいいですというのは、これは幼稚園や小学生のときには、よく頑張りましたねと言って花のついた点数をくれますよ。しかし、プロはだめなんです。プロというのは、できて何ぼですよ。その意味で私は、町の担当者をプロと思っていますから、それで厳しいことを言うんです。これが能力のない素人だと思っているのなら、はい、よく頑張ったんですねと言って終わりますよ。その点、誤解のないように。

それで、結局これは、財政担当者以外何人の人がわかるんだろうという評価を受けています。少なくとも、私が見ている範囲では、そのことをきちっと、やはり肝に銘じて、なおかつ町民に理解してもらわないと、これから進まないわけですから、そのためにどうすればいいのだろうということを考えてほしいですよ。一生懸命やったんだからわかってほしいという話は、これは素人の、能力のない人が担当者だったときに言うべきことであつて、担当者を、考えようによっては非常にばかにしてしまうことになりかねませんので、やはりここは厳しく、プロとしての評価をすべきであろうと、そういうふうにいるんです。その点、私の意のあるところ

はわかっていたきたいんです。その上で申し上げますが、前にも私、1度そういう提唱をしたことがあるんですが、そのときはどうも、担当者の間におかれては余り評価を受けなかったようなので、ここで改めて情報公開ということについての話を申し上げるんですが、情報公開条例というのがありますよね。これは、個人情報保護条例と対でつくられましたね。厚岸町の情報公開条例というの、全国でも最も進んでいるタイプであろうということは、いろいろな専門家に評価されています。ただ、どこまでもそれは、こういうものを見せてほしいと言われたときに、それを開示するという非常に消極的な形で、今までは、いやいやこれは私の方の都合で見せられませんと言っていたものを、しませんよという話なんです。ところが、情報公開というの、実は、これは町長もよくわかっていらっしゃると思うので、そういうことをずっとおっしゃっているのだが、まさに町民と行政が一緒になって、いわゆる施策をつくり上げていかなければならないというときに、情報を共有しなければならぬんです。まずそこから始まるんです。だから厚岸町の財政に限らず、いろいろなものがどうなっているのかということを知っていただかなければならないわけです。わかってもらうためにどうするのかというのは、こっちから積極的に出していかなければならぬんです。それで、これは名寄市の、ある意味で有名なものなんですが、「市政と暮らしの情報カルテ」と、こういうものが出ています。これは例えば、今回ちょっと自転車の問題を調べているときに思い出して、情報館から借りてきたんですが、白地図に、交通事故が起きたところを黒丸で打っていくんです。そしてそれに半透明の紙がかかっています、その紙を今度上に重ねると、その半透明の紙は、横断歩道であるとか、歩道橋であるとか、信号であるとか、そういう交通安全対策の施設が書かれています。その2枚を重ねることによって、交通事故が起きているのにそういう施設のないところが一目瞭然だと。あるいは公園を今度どこにつくろうかと言ったときにこの地図は、公園の位置を白地図の上に、ずっと緑色で確か落としていたんですが、落としているんです。そうすると一目で、このところが抜けているなというのがわかる。これを町民の目に触れるところに全部配っているようです。

それから、ぱらぱらと見たときにもう1つおもしろかったのは、舗装道路、それを全部赤で書いているんです。それで、舗装していない道路は、薄い灰色か何かで書いているんです。そうすると、この地域のこのところは舗装していないと言う

けれども、この地域として見れば、もう90%以上舗装されているとか、こっちの地域は全然舗装が進んでいないんだとか、そういうのも一目でわかるんです。そういう「市政と暮らしの情報カルテ」。これは今、刷るとなったら結構お金がかかるので、厚岸町で大金かけて刷りなさいとは言いませんけれども、いわゆるビジュアル化と言うんでしょうか、今の話で言うと。こういう資料をつくっている町もあります。

それから、これはテレビで有名なニセコ町の出している本なんです、「もっと知りたい今年の仕事」というんです。そして平成11年度予算説明書なんです。これを見ますと、何をやりますかにやりますということが書いてまして、例えば福祉、敬老年金の支給 360万円、町に引き続き1年以上住んでいる77歳以上の人に、年額1万円敬老年金を支給しますというふうに書いているんですね。政策と、それにどれだけお金をかけますよということが全部、非常にわかりやすく書いてあるんです。例えば道路なんかですと、だれだれさん宅前からだれだれさん宅前、何メートル幾ら幾らというような書き方で書いています。ニセコは非常にマスコミで有名なんです、実は私ども厚生文教常任委員会で、平成11年に行ってきたんです。そうしたら、そこでは穂別町という町なんです、ここでは「今年のまちづくり」といって、今ちょっと慌てて局長にお願いして出してもらったものですから、こういう綴りの中でしかお見せできないんですけれども、ここは予算説明というのがもっと徹底してまして、町長のいわば、行政執行方針に予算をつけて、箇条書きにしてわかりやすく、挿絵やいろいろなものを入れながら書いているというようなものを、各家庭に配っているんです。これを見ると一目で、今年こんなことやるんだなど。それでこの本のことを、俗に「今年やること」と言われていますという話も聞きました。

その中に、財政の立て直しが必要なんです、財政の健全化についてということで、行政改革をこうやって遂行しますと、実はこのところで、今こういうふうに金が足りないんですというようなことも、表や挿絵や、あるいは大きな活字を使って非常にわかりやすく書いているんです。こういうような、いわば先進地があるわけです。ですから大変、せっかくやったことに一々揚げ足を取るようで悪いんですけども、これは確かに、非常に正確にいろいろなことが書いてある、しかしそれがために読めないんです。ちょうど私が学生時代に、高名な哲学者の本を輪読させられましたが、1回読んだって何だかわかりません。そのときに私の指導教官は言いまし

た。何遍も読め、読んで読んで読み抜くと、霧が晴れて、目の前にばあっと地平線が出てくるようにわかるからと言われたんです。けど私は、とうとう霧が晴れないでそのときは終わってしまいましたけれども、これも、そういうような類のものであっては、これはいけないんです。ぼんと立ったときに、目の前の景色がさっと見えるようなものでなければならぬ。そして、もっと詳しいことが知りたければ、こっちがありますよでいいわけでしょう。まず、一般町民に概略だけでもわかってもらわなければならないんだという意識、そういうものがやはり、まだまだプロとしては足りないのではないのかなと、そういう感じが非常にするんですけれども、その点いかがでしょうか。

委員長 町長。

町長 実は、町民にわかりやすい情報開示、どうすべきであるかという考え方に基ついて、今回の財政運営基本方針をつくらさせていただきました。具体的に申しますならば、北見市は漫画をもってつくっております。さらにはまた、今ご指摘ありましたように、各自治体それぞれユニークな作り方をいたしております。

しかし、厚岸町といたしましては、できるだけ率直なものがいいだろうと、確かに財政は、町民にとっては大変難しい問題であります。また、私自体も理解できない問題は多々あります。しかしながら、まずつくって、町民の実態を今日の厚岸町の台所を明らかにしよう、そして問い合わせ等があったら、素直にお答えしていこう。さらには私自体が、今議会終わりましたならば、町民と語る会を各所で開きたい。そしてお互いの懇談の中で、財政の説明を申し上げたい。例えば、89兆円の予算でありますけれども、これを1万円にしたならばどういう予算になるのか、具体的な説明の中で理解を求めよう、そういういろいろと財政当局とも今、打ち合わせをいたしておるわけございまして、今年の問題としては本当に、今ご指摘ありましたとおりの、町民からするならばそういう点があるかと思いますが、今、室崎委員から各地方自治体の指摘がございました。今後とも行政の執行に当たりましては、それらを参考にしながら厚岸町としても、町民にわかりやすい行政の推進に努めていかなければならぬ、そのように考えております。

(「いいです」の声あり)

委員長 よろしいですか。他にございませんか。
なければ進みます。8目財政管理費。

3 番 3 番。バランスシートが、参考資料として議長の方から配られたんですね。それで、これはどういうふうに解釈したらいいですか。

委員 長 企画財政課長。

企画財政課 長 お答えを申し上げます。

従来議会の議論等々で、財政の透明化ということで、一般質問等でもいろいろ受けておりました、そのときの回答は平成13年度をめどに、まずは作成のめどをつけるというようなお約束をしていたかと思えます。それで、当時の自治省の出している基準に基づいて作成をし、13年度でめどをつけるというそのお約束を、まだもって今、財務会計システムが変わらなければちょっとできない部分がありましたので、今財務会計システムが新たに変わって、それらの算出が可能になりました。中身は決算統計の数字を入れていく格好になりますが、本来ですと、もっと早めにつくって、12年度ですから、1月にやった決算委員会でお出ししたかったところなんです、どうしても作業的に間に合わないで、でも、まずは出して、こういうふうにできましたというような報告を含めまして、ご提出、ご報告を申し上げたところであります。

委員 長 3 番。

3 番 ご報告って、ご報告もなにもない、ただ配られただけなんです。ご報告ないですよ。

委員 長 企画財政課長。

企画財政課 長 これらの中身なんです、こういうふうにしてできるようになりましたし、12年度はこういうふうになるんですが、今後も13年度以降、決算の段階で決算の中の1つの判断材料、資料として、13年度の決算以降もつけていくということになりますけれども、一応内容の大ざっぱな説明というのもあるんですが、基本的にこれに流れている特徴というのは、民間のバランスシートと若干異なっております、今でいう総務省、かつての自治省が作成をする、画一的なそういう基準を設けましたので、忠実にそれに沿ってつくった部分です。ですから財務会計システム次第では、ある程度簡易にできる方式でありますし、中身は決算統計中心でございますので、しかもこの基準に基づいて、他町村もつくるところが多くなりますので、そういう意味では同じ土俵、同じベースの上で他町村との比較、とりあえずできたところで

すのでまだやっておりませんが、これをもとに比較検討も可能になるのではないかということになります。

中身は普通会計、つまり12年度ですから一般会計ときのご会計を足したその数字ということで、貸し方借り方それぞれ資産、負債、正味資産等々の数字が、普通会計ベースで、しかも資産等の部分になりますと、取得原価主義という取得をした時点での原価の数値が入っている、それから決算統計で電算化処理が開始された昭和44年、それ以降が全部数字が残っておりますので、そういう決算統計データをほとんど用いて作成したものであるというのが、主なそれらの特徴点になるわけなんです。が、こういうふうには、平成12年度ができましたという部分と、今後も平成13年度以降決算の審査の段階で、こういう資料をお出ししていく方針でありますということ、実は申し上げたいわけがございます。

委員長 3番。

3番 我々はこれから何を酌み取るんですか。何を酌み取るんですか、私どもは。

委員長 企画財政課長。

企画財政課長 この中から、一応いろいろな議論はございますでしょうけれども、まずその自治省の基準に基づいてつくりましたので、これからいくと当然、地方税等の未収金等も含めましての資産なんです、365億という形で負債が——これも形式的な数値が載って交付税措置が一切査収されておきませんが、122億と流動資産のところ、来年度に返却する分11億4,500万円、これらが入って資産と負債の状況からして、こういうバランスであると一応そういうことが言えるのではないかと思いますけれども。

委員長 3番。

3番 1つは、確かに自治体の財産、きちんと金額的につかむ、どういう状態にあるのかということをつかむというのは、大事なことだと思うんです。しかし考えてみますと、確かに総務省は指針を示して、こういうふうにはやれというようなことは示しておりますよね。けれども今の一般会計の仕組みは、無理やり企業会計に合わせてやるというところに、無理があるのではないのでしょうか。本当に正確に、厚岸の財政状態を示すことになるのだろうかというふうには思うんです。

例えば、この有形固定資産というのがありますね、資産の部で。総務費から民生費、衛生費、その他まで並んでおります。これはどういうものですか、中身は。

企画財政課長 お答え申し上げます。

有形固定資産につきましては総務省の基準からいきますと、決算統計で出ています、単的に言うと補助事業、単独事業等の、その事業の投資額という形になります。

委員長 3番。

3番 有形固定資産というのは、総務費でいえばこの庁舎であり、その他総務関係の建物や土地ではないですか。民生費でいえば、あみか21、あの建物やあそこの広場ではないですか。

委員長 それから教育費でいえば、学校、グラウンド、こういうものではないんですか。

企画財政課長 企画財政課長。

企画財政課長 そのとおりであります。

ただ、1つ1つの資産を評価するのではなくて、そのときの決算統計における投資額、それが入っておりますが、総務費でいえば当然この庁舎、民生費でいえば、あみかの建設投資額、それを減価償却してこの金額に落ちておるところでございます。

委員長 3番。

3番 わかりません、これでは。これを見ただけでは中身がわからない。説明書を添付して出さないとわからない。見てわかる人いますか、さっきの文書広報の話ではないけれども。

委員長 町長。

町長 このバランスシート、貸借対照表ということですが、これは今まで資産、負債の額が幾らあるのかという、ストックの発想が今までなかったわけです。そこに1つの新しい視点を入れたということでご理解を賜りたいと思います。

しからばこれで十分かという、今指摘ありましたとおり、まだいろいろな問題ございます。しかしながら、今までにない手法を取り入れたということで、ご理解をいただきたいと思います。

委員長 3番。

3番 私は1つに批判的なんですよ、このバランスシートそのものをつくるのが。例えば今言いましたように、企業会計と同じように減価償却もやると、そういう仕組みではありませんから、一般会計の場合は。そうですね。だから大変無理さがあるって、これを見て正確に財政状態というのがわかるんだろうかと、そういうふうを感じる

わけなんです。だからもう少し具体的に有形固定資産を、総務費でいえば一体この金額はどういうふうにしてはじき出したのか。何なのかというふうなことを具体的に示してもらわないと、1つには困るのではないかなというふうに思うんです。

委員長 企画財政課長。

企画財政課長 広報の方でも今月号で記載しておりますが、広報にも載っております、有形固定資産がどういうものを示すかというものを文書で載ってございますので、それをコピーするなり、後ほど……

(「ちょっと待ってください」の声あり)

委員長 3番。

3番 おまえがわからないのは、おまえが悪いんだと、広報にせっかく載せているのに、こういうことですか。

委員長 企画財政課長。

企画財政課長 めっそもございません。

一応ここにそのバランスシートの構成ということでございますので、今、説明させていただきますのでよろしいでしょうか。

それぞれの科目で定義付けをしたものがありますので、もし機会がありましたら、配付させていただきます……

(「出してください。出して、また別のところで論議しますから」の声あり)

企画財政課長 はい、バランスシートの付録ということで、お配りさせていただきたいと存じます。

委員長 そうすると、ただいまの資料については、明日配付できますか。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは、今の田宮委員の質問については、保留しておきます。

他にありませんか。

9目会計管理費、10目財産管理費。

8番。

8番 ここで、財産管理費についてちょっとお伺いしますけれども、昨年度は433万円、本年度は19万8,000円、管理の内容が大幅に変わったと、このように思うわけですが、この管理の方法、どのようにしてこれだけ安く管理ができるのかどうか、

その内容についてちょっとお聞かせいただきたい。

委員長 管理課長。

管理課長 財産管理費の 413万 2,000円、前年度に対して減しているということですが、従来はこの中に——例えば今年予算では、280ページの住宅管理費というものがありますけれども、これらの中で分類を変えて、財産管理費の部分では、公有財産を管理するための共通する経費だけを財産管理費で見ようということで、このように減になったということになります。

それで、減になった分につきましては、直接的に今度、住宅管理費の中で、それぞれ見ているということになります。

委員長 8番。

8番 そうすると、やはりこの住宅だとかそういうものは、別な方で管理をする、そういうことでいわゆる、この項目の中で見る、管理をする内容が物すごく減ったと、そのように理解していいわけですか。

委員長 管理課長。

管理課長 そのとおりでございます。

財務会計システムが変わったことによって、いわゆる事業別の予算になったために変えていったということになりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

委員長 財産管理費、他にございませんか。

10番 11目車両管理費。10番。

公用車について、職員の皆さんが利用するわけですね。ひとところに比べると随分よくなったという話も実は聞いていますが、例えば、たしか運用内規みたいなものがある、乗った人がガソリンが半分以下になったら満タンにしておくとか、あるいは、公用車の中は禁煙ではないでしょうか。だから、たばこが吸えるわけですね。そうするとそのたばこの吸い殻は、自分が吸ったらきれいにしておくとか、そういうような内規がありますよね。たばこの吸い殻はともかくとして、これも限度を越えれば問題ですが、特にガソリンを半分以下とか、ちょっと私詳しく知らないけれども、3分の1くらいになったら必ず満タンにしておくとかいうことは、緊急災害時を考えると、これは非常に大事なことなんです。緊急時になって、公用車で動こうと思ったらガス欠だったなんていったらこれはもう大変ですから。そういうことはどうでしょう、担当者の目を見て、非常によく守られている状況になっています

でしょうか。

委員 長 管理課長。

管理課長 特にガソリン——たばこは先ほど、質問者のおっしゃるように禁煙にはなっておりませんので、その都度ガソリンを入れたときに、スタンドの方で掃除をするだとかということになると思います。

それでガソリンの給油の関係ですけれども、半分くらいになったら入れて、出るときに半分だったら入れる、あるいは、帰って来て半分くらいになったら大体入れるということで、皆さんにご協力を願っていますので、おおむね守られているのではないかというふうに思っております。

委員 長 10番。

10番 調査をしていますか。

委員 長 管理課長。

管理課長 調査はしてございません。

委員 長 10番。

10番 こういうことについては、やはりきちっと徹底しておかなければならない問題だと思うんです。調査ということをしなくて、おおむね守られていると思いますという形では、やはり管理としては十分ではないのではないかと。ただ、余りにひどいというような話は、私、耳にしているわけではないんです。ただシステムとして、やはり調査ということが必要ではないのかなと思いますけれども、そういうことは考慮されていませんか。

委員 長 管理課長。

管理課長 公用車を運転した場合、必ず帰ってきたら日報がございますので、それに乗った距離から始まりまして、時間などを記入することになっております。それでそのときに、給油した場合なんですけれども、そのときは何リットル給油したか、それも日報の中に書かされることになっておりますので、車両の担当の方でその都度、ちょっと言葉がはっきりしなくて申しわけないんですけれども、おおむねそれらでもチェックできているとは思っております。

委員 長 10番。

10番 今ガソリンについては、そういう簿冊である点十分できると思うんですが、やはり時たま、非常に汚れていたとか、ひどい場合にはジュースの空き缶が散乱してい

たとか、そういうのも全くないとは言えないという話も聞いているんです。

それで、これは前にも私一度申し上げたことあるんですよ。あの当時からみると随分よくなっているようですけれども。それでそのときには、調査したらどうだといことに対して担当の方は、手が回らない、全部見て回るわけにはいかないんだというところで終わっていたんですよ。

それで私は、全部見る必要は全くないと思っているんです。時間も、それから、どの車を見るかも、全く不定期に、抜き打ち的に何台か見ればいいんです、時たまね。そうすると、どれが検査されるかわからないんです。そして、そのときにおかしなことがあれば、例えばガソリンの問題が緊急時を考えると1番の問題なんだけれども、それ以外の使用基準に照らしておかしなことがあれば、その調査をした直前に乗った人の責任だと、いや私が乗ったときから汚かったんだというのであれば、その人がきれいにしておけばいいわけだから、というようなものを決めれば、本人がちゃんとするのではないかな。

やはり、どうも汚くする人がいる、私はきれいにしていくというような話がくすぶることが、決していいことではないだろうというふうに思いまして、そういうこともある程度取り入れられたらいいかなは思うんですが、そのあたりいかがなものでしょうか。

委員長

管理課長。

管理課長

車が例えば、外観もそうですけれども、中も汚れているだとかそういう場合、特に外観の場合は見ればすぐわかることですので、それは汚れていれば車両の担当の方で洗ったりはしております。そして、今質問者もおっしゃられたように、うちの方で日報をつけておりますから、前の日だれがこんなに汚したんだということは、追跡調査をすればわかることになりますので、余りにもひどいときは、うちもちょっと目に余るなという場合は、直接乗った人にもう少しきれいに乗らなくてはだめだよという注意をしたり、そのようなことは従来もやっておりますので、引き続き職員の皆さんには、きれいに使っていただくということをお願いしていきたいというふうに思いますので、よろしくご理解お願いいたします。

委員長

よろしいですか。

本日の委員会はこの程度にとどめ、明日に延会いたします。

閉会時刻 17時03分

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成14年3月13日

平成14年度各会計予算審査特別委員会

委員長